

国際保険資本規制の動向

－銀行のバーゼルⅢとの比較を踏まえて－

主席研究員 金 田 幸 二

目 次

1. はじめに
2. 金融規制改革の流れ
 - (1) 金融規制改革の経緯・動向
 - (2) G-SIFIs の認定と主な政策提言
3. バーゼル銀行監督委員会（BCBS）による国際資本規制（バーゼルⅢ等）
 - (1) バーゼル規制の概要とその流れ
 - (2) バーゼルⅢの概要と特徴
 - (3) グローバルな金融システム上重要な銀行（G-SIBs）への資本賦課
 - (4) 国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）に対する追加的資本規制
4. 保険監督者国際機構（IAIS）による国際保険資本規制
 - (1) 経緯
 - (2) グローバルな金融システム上重要な保険会社（G-SIIs）に対する政策
 - (3) G-SIIs に適用する基礎的資本要件（BCR）
 - (4) 国際的に活動する保険グループ（IAIGs）と保険資本基準（ICS）
5. おわりに

要旨

金融危機を契機にして、G20 首脳会合の下、国際的な金融規制改革が推進されてきた。この中で、銀行の自己資本規制基準の包括的改定であるバーゼルⅢや、世界的に金融システムに影響を及ぼすグローバルな金融システム上重要な金融機関（G-SIFIs）に対する包括的な政策措置などがまとめられた。また、これを受けて保険監督者国際機構（IAIS）からグローバルな金融システム上重要な保険会社（G-SIIs）を認定する評価基準および G-SIIs に適用する基礎的資本要件（BCR）がまとめられ、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の資本基準である保険資本基準（ICS）の市中協議が 2014 年 12 月から開始された。

本稿では、保険規制にも影響を与えている銀行のバーゼルⅢ等の概要を紹介した上で、IAIS のグローバルな金融システム上重要な保険会社（G-SIIs）の評価基準とより高い損失吸収力（HLA＝自己資本の上乗せ）などの政策措置、基礎的資本要件（BCR）および保険資本基準（ICS）の概要を説明し、バーゼルⅢとの比較を踏まえて、これらの違い等を説明する。

資本要件におけるリスク資本（リスク量）の把握に関して、バーゼルⅢは、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクを対象としている。これに対して、基礎的資本要件（BCR）では、伝統的保険リスクと非伝統的・非保険（NTNI）リスクおよび資産運用リスクなどに分けてリスクを把握し、保険資本基準（ICS）では、保険引受リスクのほか、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを含め、資産および負債の両面から保険事業を取り巻く様々なリスクを把握している。

一方、資本要件におけるリスクに対するバッファである自己資本に関して、バーゼルⅢでは普通株式等ティア 1 およびその他ティア 1 ならびにティア 2 に区分され、普通株式等ティア 1 比率を 5 割以上とするなど質を高めている。これに対して、基礎的資本要件（BCR）では、最も質の高い自己資本分類には、バーゼルⅢの最も質の高い普通株式等ティア 1 のほか、その他ティア 1 に該当するものも含まれるように見える。また、バーゼルⅢでは、経営が悪化した時に内部留保を確保させる措置としての資本保全バッファや好況時の過剰信用供与によるリスクの積み上がりによる将来的な損失防止のためのカウンターシクリカル資本バッファが所用自己資本に上乗せされるが、基礎的資本要件（BCR）および保険資本基準（ICS）ではこれらは想定されていない。

リスク量の把握では銀行と保険は異なる方法が採られるものの、リスク・バッファとしての自己資本の要件については、銀行と保険で類似性を求める議論も想定される。銀行と保険ではその機能や金融システムへの影響が異なるので、どこまで類似性を求めるかは、両者の機能やリスクの性質の違い、コスト面等を考慮して検討する必要がある。

これまでの IAIS の保険資本規制基準等は原則的な内容であったが、基礎的資本要件（BCR）および保険資本基準（ICS）は初めての定量的基準である。保険分野における資本規制では先進的と言われる EU のソルベンシーⅡとともに、今後、これらが新しい国際基準として、わが国で今後導入が想定される経済価値ベースの保険資本規制にどのように影響を及ぼすのか、その動向が注目される。

1. はじめに

2008 年の金融危機を契機として、証券化商品等による複雑な金融取引や、金融システムへの影響度の大きさから公的資金によっていくつかの金融・保険グループを救済せざるを得なかったことなど様々な問題が浮き彫りとなった。これらの問題に対応して、G20 首脳会合の下、金融安定理事会（FSB）の主導により、一連の金融規制改革が進められている。この中で、国際的な資本規制の強化や、グローバルな金融システム上重要な金融機関（G-SIFIs）の認定とそれに対する各種政策措置等が進められている。

銀行分野では、2010 年にバーゼルⅢが策定され、より質の高い自己資本（Tier 1 等の厳格化）のほか、資本の社外流出（財務悪化の状況での市場の信頼をつなぎ止めるための配当実施や、手厚い役職員への報酬等）を防止する資本保全バッファ、およびバブル時の過剰な与信供与防止のためのカウンターシクリカル資本バッファの導入が、2013 年以降、段階的に進められ、2019 年から完全実施される予定である。また、保険分野では、保険監督者国際機構（IAIS）により、2013 年に G-SIFIs（グローバルな金融システム上重要な保険会社）9 グループが認定されるとともに、より高い損失吸収力（Higher Loss Absorbency : HLA=自己資本の上乗せ）を課すための、自己資本の上乗せのベースとなる基礎的資本要件（Basic Capital Requirements : BCR）が 2014 年 10 月に策定された。さらに、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）を対象として、本格的な保険資本基準（Insurance Capital Standards : ICS）を策定する動きとなっており、同年 12 月に市中協議が開始された。

銀行グループと保険グループでは、リスクの性質は異なり、資本規制におけるリスク量等の捉え方は差異があると思われるが、リスクを吸収するための自己資本の機能については、類似する面が多いと思われる。まず、先行する銀行におけるバーゼルⅢの特徴等を概観する。次に、IAIS による基礎的資本要件（BCR）等の状況および保険資本基準（ICS）の状況等を概観してみたい。その上で、バーゼルⅢとの比較を踏まえて、基礎的資本要件（BCR）および保険資本基準（ICS）の違い等を整理してみたい。

なお、本稿における意見・考察は、筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

2. 金融規制改革の流れ

銀行および保険の国際的な資本規制強化の背景として、金融危機を契機として構築された G20 首脳会合を頂点とする金融規制改革推進体制ならびに金融規制改革の主要課題と改革の方針等について説明した上で、システム上重要な金融機関に対する政策の経緯および概要について説明する。

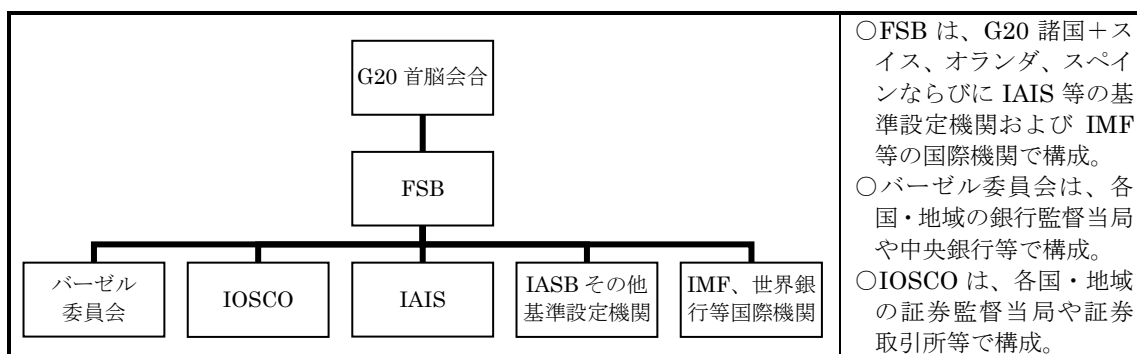
(1) 金融規制改革の経緯・動向

a. G20 首脳会合と国際的な金融規制改革の推進体制

金融危機は、サブプライム・ローンに関する証券化商品やデリバティブ取引の行き詰まりにより 2007 年夏以降に顕在化し始め、金融安定化フォーラム¹等での対応策の検討が行われていた。その後、2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズの経営破綻等による世界的な金融市場の混乱に対処するために、2008 年 11 月にワシントン DC で第 1 回の G20 首脳会合²が開催された。それ以降、G20 首脳会合によって金融規制改革に関する国際的合意および政策提案がなされている。2009 年 4 月の第 2 回ロンドン・サミットでは、G20 首脳会合の下でより専門的な金融の安定化および金融規制改革に関する議論の場として、金融安定理事会³（以下「FSB」）が創設され、その下にバーゼル銀行監督委員会⁴（以下「バーゼル委員会」）、保険監督者国際機構⁵（以下「IAIS」）および証券監督者国際機構⁶（以下「IOSCO」）のほか、国際会計基準審議会（IASB）等を含めた基準設定機関がメンバーとして参加し、G20 参加国で金融規制改革を推進する体制が構築された（図表 1 参照）。

金融規制改革の基本的な方針や政策は、G20 首脳会合で合意されると首脳宣言等に盛り込まれ、FSB が具体的な方針や政策を策定し、IAIS 等の基準設定機関が具体的な方針や政策に沿って分野別の基準を作る。策定された基準は、FSB に報告され、さらに G20 首脳会合に報告される仕組みとなっている⁷。

図表 1 金融危機後の G20 首脳会合を頂点とする国際的な金融規制改革推進体制



（出典：河野正道「国際金融規制改革の動向」証券レビュー第 51 巻第 12 号（日本証券経済研究所、2011.12）

その他をもとに作成）

¹ 金融安定化フォーラム（FSF）は、1997 年からのアジア経済危機を契機に、G7 財務相・中央銀行総裁会議での提案によって創設された金融危機に対する対応等を話し合う会合であり、G7 金融関係当局、バーゼル委員会、IAIS、IOSCO、世界銀行および国際通貨基金（IMF）などで構成されていた。

² 正式には金融世界経済に関する首脳会合（Summit on Financial Markets and the World Economy）と呼ばれる。

³ 正式名称は Financial Stability Board。

⁴ 正式名称は Basel Committee on Banking Supervision。

⁵ 正式名称は International Association of Insurance Supervisors。

⁶ 正式名称は International Organization of Securities Commissions。

⁷ 河野正道「国際金融規制改革の動向」証券レビュー第 51 巻第 12 号（日本証券経済研究所、2011.12）。

b. 金融危機の原因と金融規制改革の主要課題

G20 首脳会合は、8 カ国でこれまで 9 回開催されている（図表 2 参照）。

第 1 回 G20 ワシントン DC・サミットでは、健全な金融規制の拡充等の 5 項目の改革の原則⁸およびにそれを実現するための行動計画がまとめられた。

2009 年 4 月開催の第 2 回 ロンドン・サミットでは、FSB の創設のほか、健全性規制強化の方針、金融システム上重要な金融機関、市場および商品のすべての適切な規制・監督の対象化、ならびに健全性およびマネーロンダリング等各分野の国際基準のすべての国での遵守等が確認された。

2009 年 9 月開催の第 3 回ピッツバーグ・サミットでは、銀行資本の質・量の改善等の国際ルール策定、金融安定化支援のための報酬慣行の改革、ならびに国境を越えた破綻処理と金融システム上重要な金融機関問題への対処等の方針が定められた。

金融危機の背景・要因を踏まえて、G20 で取り上げられていた主な金融規制改革の方針等は図表 3 のとおりである。

図表 2 G20 首脳会合の首脳宣言に盛り込まれた金融規制改革に関する方針・政策等の概要

サミット名	時期	方針・政策等の概要
第 1 回 ワシントン DC	2008.11	健全な金融規制の拡充等の 5 項目の改革の原則 10 およびそれを実現するための行動計画がまとめられた。
第 2 回 ロンドン	2009.4	FSB の創設のほか、健全性規制強化の方針、金融システム上重要な金融機関、市場および商品のすべての適切な規制・監督の対象化等を確認。
第 3 回 ピッツバーグ	2009.9	銀行資本の質・量の改善等の国際ルール策定、報酬慣行の改革ならびに国境を越えた破綻処理と金融システム上重要な金融機関の対処方針等確認。
第 4 回 トロント	2010.6	強固な規制の枠組等これまでの金融規制改革方針の促進を確認。
第 5 回 ソウル	2010.11	グローバルな金融システム上重要な金融機関（G-SIFIs）に対する包括的な政策的枠組、国際的規制基準等の各国での実施状況の評価等の方針を確認。
第 6 回 カンヌ	2011.11	すべての金融市場、商品および参加者を適切な規制または監視下に置くという第 1 回サミットの合意を再確認し、G-SIFIs の包括的政策推進を合意。
第 7 回 ロスカボス	2012.6	FSB に対し、IAIS と協議の上、G-SIFIs の特定と政策措置の 2013 年 4 月までの完成、および IAIS に対し、コムフレーム ^(注) 策定作業の継続を要請。
第 8 回 サンクトペテルブルク	2013.9	2014 年末までに、FSB に対し、G-SIFIs の破綻時の損失吸収力の充実性基準策定を求め、IAIS に対し、保険グループ向けの簡潔な資本要件を最終化し、定量的資本基準を含むグループ規制・監督の枠組構築作業推進を期待。
第 9 回 ブリスベン	2014.11	FSB によるグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）への追加的な損失吸収力の要求の提案を歓迎し、シャドー・バンキング対策のロードマップを承認。各国にデリバティブ改革の実施と具体的進展の達成を要請。

（注）IAIS が進める国際的に活動する保険グループ（IAIGs）に関する規制・監督の各国共通の枠組（Common Framework）の通称である（あわせて、後記 4 (4)を参照願う）。

（出典：G20 首脳会合の首脳宣言の外務省仮訳等をもとに作成）

⁸ G20 ワシントン・サミットで合意された 5 つの原則は、①金融市場の透明性および説明責任の強化、②健全な金融規制の拡充、③金融市場の公正さの促進、④国際的協力の強化・拡充、⑤国際金融機関の改革であり、それぞれの行動計画が規定された。

図表 3 金融危機の要因と G20 における主要な金融規制改革の方針

金融危機の背景・要因	主要な改革の方針	概要
● 米国における低金利と過剰流動性により拡大し、証券化等の金融技術を通じてさらに悪化した住宅バブルを容認した政府のマクロ経済政策の失敗 ● 信用デリバティブ等に対する金融機関および監督当局双方のリスク評価の失敗 ● 証券化商品の格付手法の不備と格付機関の利益相反 ● 金融機関のリスク評価および管理に対するガバナンス・チェック機能の不備 ● 短期的利益追求のためのリスクを助長する金融機関の報酬体系の問題 ● 各国金融当局の金融市場のシステムック・リスクおよび危機管理の失敗	○ 自己資本規制、流動性管理等の強化	金融危機のような市場の急激な変化にも耐えられるよう、自己資本の質の強化、最低資本要件の引上げ、流動性基準等による銀行の資本基準の強化を図る
	○ 金融システム上重要な金融機関の規制・監督の包括的な政策的枠組	金融システム上重要な金融機関であるために多額の公的資金を注入して救済を図ることにならないよう、モラル・ハザードを防止し、破綻処理ができる仕組を構築する。特にグローバルに活動する G-SIFIs は、その破綻が国際的な金融システムや経済に重大な影響を与えるため、より高い資本の損失吸収力を求める。
	○ 重要なすべての市場および商品に対する監督・規制の対象化	店頭デリバティブ、シャドー・バンキング・システム（銀行システム以外で行う信用仲介）、商品デリバティブなど、金融システムに重大な影響を及ぼすすべての機関、市場、取引および商品を規制の対象とし、適切な監督を行っていく。
	○ マクロ健全性規制	住宅バブル崩壊のような金融政策上の問題や金融システム上重要な個別の金融機関の経営危機など、マクロ健全性上のリスクを特定し、考慮できるよう規制システムを改編する。
	○ 金融安定理事会（FSB）の設置	G20 の金融規制改革の方針を具体化するために、強固な組織基盤を有する組織として設立し、金融システムの脆弱性の評価、必要な措置の特定、当局間の協調と情報交換、マクロ経済上および金融リスクの高まりへの対処等の機能を担う。
	○ 監督者カレッジの設置	グローバルに活動する金融・保険グループの監督を強化するために、個別の金融・保険グループごとに関係する監督当局が国および業態を越えた集まりとしてカレッジ（college）を形成し、情報交換および協力体制を築く。
	○ 報酬慣行の改革	短期的利益追求のために過度のリスクをとろうとするインセンティブを防止し、報酬慣行が業績とリスクを反映したものとし、長期的価値創造との整合化を図る。
	○ 租税、健全性、マネーロンダリング等の各国国際基準の遵守	すべての国・地域に対して、租税、健全性およびマネーロンダリング・テロ資金対策の各分野の国際基準の遵守を求める。
	○ 会計基準	財務状況やリスク評価の不透明性および比較の困難性等を解決するため、流動性および投資家の保有期間を踏まえ、会計基準設定機関は金融商品の価格評価等の会計基準の改善および各国で異なる基準の収斂を図る。

（出典：各種資料をもとに作成）

（2）G-SIFIs の認定と主な政策提言

金融危機において、巨大金融機関の経営破綻による支払不能によって、特定の金融市場または決済機能の機能不全が発生し、他の金融機関、他の市場または金融システム全体に波及する、いわゆるシステムック・リスクを防ぐために、各国政府は、これら巨大金融機関を公的資金を費やして救済せざるを得なかった。この「大きすぎてつぶせない（too big to fail）」問題は、2008 年 11 月の第 1 回ワシントン DC サミットで適切な規制を確保する方針が示され、2009 年 9 月の第 3 回ピッツバーグ・サミットで大まかな対処方針が打ち出された。

FSB はその方針を受けて、「大きすぎてつぶせない」ことによって健全経営を行うモラルが低下する問題等に対応するために、「金融システム上重要な金融機関がもたらすモラル・ハザードの削減」⁹と題する報告書を2010年のソウル・サミットに提出して承認を受け、今後の作業スケジュールを公表した。同報告書では、経営の健全性を損なうモラル・ハザードに対処し、納税者の負担を回避しながら、安全・迅速な破綻処理を行う包括的な枠組を推進する方針、およびグローバルな金融システム上重要な金融機関（以下「G-SIFIs」）に対するより高い損失吸収力（Higher Loss Absorbency：以下「HLA」）の要求等の対応の方向性が示された¹⁰。

さらに、FSB は、「金融システム上重要な金融機関に対処するための政策措置」¹¹と題する SIFIs のシステミック・リスクとモラル・ハザード・リスクに対処するための一連の政策文書を公表し、2011年11月の第6回カンヌ・サミットで承認された。

カンヌ・サミットで承認された SIFIs に対する政策は以下の4つで構成されている。

- ① 納税者を損失リスクに晒すことなく秩序だった方法で金融機関の破綻処理が行えるよう、各国の当局が有するべき責任、手段、権限を規定する破綻処理制度に関する国際基準（概要は図表4参照）
- ② G-SIFIs に関する破綻処理の実行可能性の評価および再建・破綻処理計画（RRP）の策定、ならびに G-SIFIs の母国監督当局と進出先国の監督当局の個別金融機関ごとの危機の際の備えと協力に関する合意の策定に関する要件
- ③ グローバルな金融システム上重要と認定された銀行に対する、破綻時の影響度に合わせて設定された普通株式等（ティア1）による1%から2.5%の追加的損失吸収力（およびさらなる危機時の3.5%の予備枠を含む）の保有に関する要件
- ④ 監督当局がより強い監督責務、人材および権限を有すること、ならびに金融機関が高いリスク管理機能、リスク・データ集積能力、リスク・ガバナンスおよび内部統制を有することへの期待を通じた、より密度の高い実効的な SIFIs の監督の実施

また、カンヌ・サミットでは、G-SIFIs の枠組を国内の金融システム上重要な銀行

⁹ FSB, “Reducing the moral hazard posed by systemically important financial institutions: FSB Recommendations and Time Lines”, 20 October 2010.

¹⁰ 提言は、G-SIFIs 以外の SIFIs も対象とするものだが、特に、G-SIFIs に対してはそれ以外の SIFIs よりも優先的に対処する方針を示している。提言では、このほか、実行可能な SIFIs の破綻処理制度、SIFIs の監督の強化、G-SIFIs に対する各国の政策の実効的・整合的な実施等の課題に分けて、それぞれの方針が示された。なお、G-SIFIs に対する各国の政策の実効的・整合的な実施については、FSB と各国・当局は、バーゼル委員会、IOSCO、IAIS 等と協議しつつ、関連する定性的・定量的な指標に基づき、当初適用される金融機関を2011年半ばまでに特定する。また、自国・地域で活動する G-SIFIs の関連当局で構成される比較検証のための協議会（Peer Review Council）が設置され、各国・地域の施策が国際的に整合的かつ相互補完的か等が評価され、FSB に報告されることとなった。

¹¹ FSB, “Policy Measures to Address Systemically Important Financial Institutions”, 4 November 2011.

(Domestic Systemically Important Banks : D-SIBs) にも適用する方法の策定を直ちに進め、その進捗状況を 2012 年 4 月の G20 財務大臣会合に報告することが求められ、国内銀行へも SIFIs の政策を適用する方針が示された。

さらに、カンヌ・サミットでは、SIFIs の政策が銀行に限られないことも確認された。IAIS は、グローバルな金融システム上重要な保険会社を特定するため、その評価方法を 2012 年 6 月の G20 ロス・カボス・サミットまでに完成することが期待され、また、2013 年までに国際的に活動する保険グループの監督に関する共通の枠組（コムフレーム）を策定することが求められた。また、IOSCO は、国際決済銀行（BIS）の支払・決済委員会（CPSS）とともに、システム上重要なノンバンク事業体を特定する手法を 2012 年末までに準備することが求められた。

図表 4 FSB 金融機関の実効的な破綻処理制度に関する国際基準の概要

項目	概要
各国の破綻処理制度の強化	○各国・地域は、金融機関の破綻処理権限を実行する責任を持つ破綻処理当局を設置し、金融機関が支払不能になる前に適時かつ早期に破綻処理を開始する。 ○破綻処理当局は、SIFIs に対し適切な権限と秩序だった破綻処理遂行能力を保持。
破綻処理の障害を取り除く措置	○債権・債務の相殺および担保管理の法的枠組、顧客資産の分別管理の透明性確保。 ○金融機関の破綻処理に国有化、財政援助等に頼らない法律その他の政策を実施。 ○破綻処理当局は、迅速性、柔軟性、適切なセーフガードによる法的確実性を確保。
金融機関と当局による破綻処理計画の策定	○各国・地域は、全体的な監督プロセスの一部として、継続的な再建・破綻処理処理計画（RRP）のプロセスを策定し、すべての G-SIFIs その他金融の安定性に影響を与える金融機関に RRP の作成を要求。 ○監督当局等は、定期的、少なくとも年次で RRP を検証し、不十分な場合は RRP の改善を求め、必要に応じて金融機関の構造またはビジネス慣行の変更を要求。
クロスボーダーの調整に関する措置	○すべての G-SIFIs を対象に、母国当局および進出先国当局との間で協力の合意。 ○すべての G-SIFIs を対象に、母国当局および進出先国当局は、クロスボーダーの危機管理グループを設置。

（出典：FSB, “Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions”, October 2011 をもとに作成）

3. パーゼル銀行監督委員会（BCBS）による国際資本規制（パーゼルⅢ等）

預金等の受入、資金の貸付や為替取引等を基本業務¹²とする銀行業と保険の引受や資産運用等を基本業務とする保険業ではリスクの種類・性質が異なるといえる。このため、資本規制の基となるリスクの捉え方や通常の予測を超える損失に相当するリスク資本の計算方法が異なることは当然であるが、資産運用業務に伴うリスクの性質や損失吸収のために利用される自己資本の機能については共通性が見られる。このため、資本規制改革が先行して実施されている銀行の資本規制の経緯ならびにその概要および特徴等について説明する。

¹² わが国の銀行法 10 条 1 項では、銀行の固有業務として、預金または定期積金の受入、預金の貸付または手形の割引、為替取引が規定されている。また、銀行の 3 大機能として、金融仲介機能、信用創造機能および決済機能が挙げられている。欧米諸国では、わが国では兼業が禁止されている株式や債券を引き受けて投資家に販売する証券業務を銀行が兼業する場合もある。

(1) バーゼル規制の概要とその流れ

銀行の資本規制の世界標準であるバーゼル規制は、国際業務を営む各国の銀行の競争条件を同一化するために 1988 年に導入されたバーセル I に始まる。現行のバーゼルⅢに至るまでに、以下のような改定が行われた。それぞれの概要は文末参考を合わせて参照願う。

○ バーゼル I (1993 年)

バーゼル I では、信用リスクのみを対象とし、現在の基本的水準となっている最低所用自己資本比率 8%が基準として合意された。

○ バーゼル I の改定 (1998 年)

バーゼル I の改定では、信用リスクに加えて市場リスクをリスク算定要素に加えるとともに、市場リスクのみをカバーするティア 3 資本の要素が自己資本に加えられた。

○ バーゼル II (2004 年)

バーゼル II による大改定では、信用リスクの計測手法を精緻化し、銀行の内部格付の活用やより高度な手法を採用することで所用自己資本が削減できる仕組みを導入するとともに、オペレーショナル・リスクが資本賦課の対象に加えられた。また、銀行の高度なリスク管理を促進する規制・監督の枠組として、所用自己資本要件を定める第 1 の柱とともに、銀行の自己管理と監督上の検証の第 2 の柱、および開示による市場規律の第 3 の柱からなる 3 本柱構造を導入した。

○ バーゼル 2.5 (2009 年)

2008 年 9 月のリーマン・ショックによる金融危機が深刻化する中で、バーゼル II の枠組等の金融危機に対する本格的な改定を導入するまでの応急的な対応として、バーゼル 2.5 が合意された。バーゼル 2.5 では、再証券化商品¹³や短期的売買を行うトレーディング勘定への資本賦課を強化する措置が導入された。

(2) バーゼルⅢの概要と特徴

金融危機に対する応急的な対応として行われた 2009 年 7 月公表のバーゼル 2.5 の合意で残された事項について、バーゼルⅢとして 2010 年 12 月に合意内容が公表され、

¹³ 再証券化商品とは、サブプライムローンを担保とした 1 次証券化商品である住宅ローン担保証券

(Residential Mortgage Backed Securities : RBS) から、さらに RBS を含む 1 つ以上の証券化商品を裏付資産にして証券化された商品を意味する。資産担保証券 (Asset Backed Securities : ABS) を裏付資産とする債務担保証券 (Collateralized Debt Securities : CDS) などに代表される再証券化商品は、1 次証券化商品に比べ、裏付資産の分散度合が極めて複雑でリスクを把握しにくく経済状況の変化の影響を受けやすい特性を有するといわれている。それまでは 1 次証券化商品と再証券化商品の区別がされておらず、リスク特性の差異を織り込んだリスク分析や格付もなされていなかった。金融危機では、再証券化商品の 1 次証券化商品とのリスク特性の差異が浮き彫りになるとともに、金融機関の自己勘定取引における再証券化商品によるレバレッジの積み上がりで多額の損失発生が大きな問題として認識されるようになった。

2011 年 12 月に一部修正が加えられた。以下、バーゼルⅢにおける改定の概要および主要改定内容のポイントを説明する。

a. バーゼルⅢによる改定の背景と概要

金融危機での銀行の経営悪化は、オン・バランスおよびオフ・バランスのトレーディング業務で、借り入れた資金で行う投資によって自己資金の何倍もの利益を得るレバレッジ取引が積み上がった状況下で市場環境が悪化して投資資金の回収が困難となったことが大きな要因として挙げられ、信用不安を招いて事態を一層悪化させたといわれている。また、この過程で自己資本が大きく毀損し、流動性を確保するバッファ資金も不足したとされている。

このような状況を踏まえ、バーゼルⅢによる改定は、自己資本比率規制の強化と流動性規制の強化に大きく分けられる（図表 5 参照）。

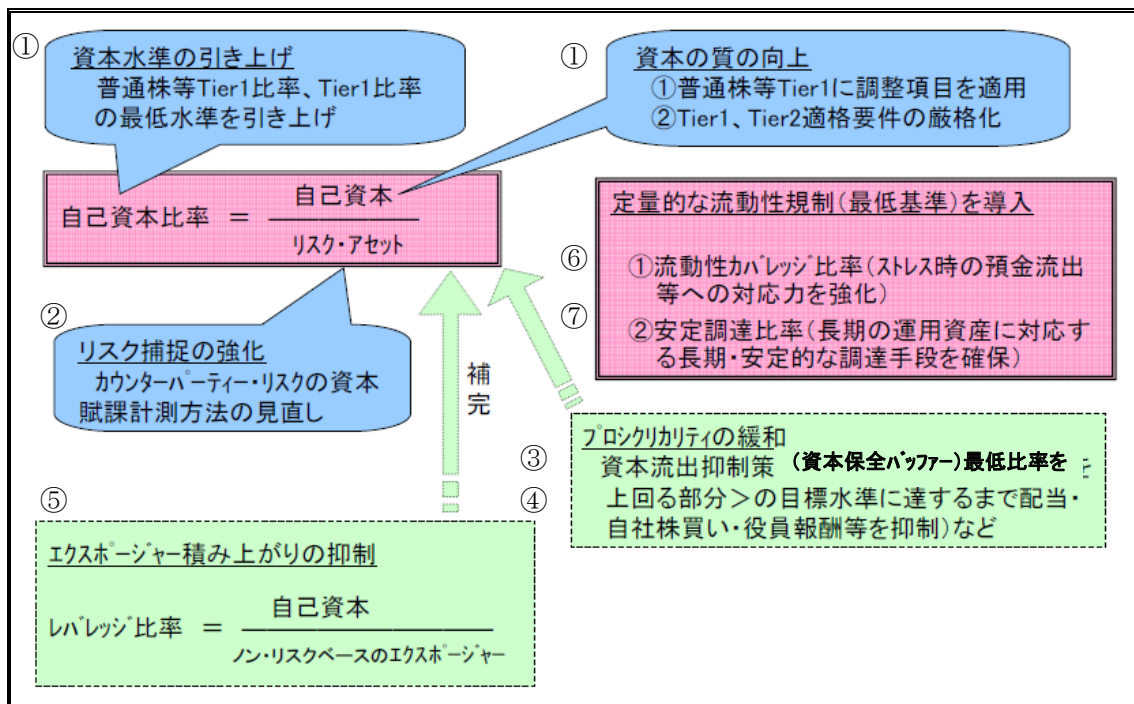
自己資本規制の強化のための改定事項は、①自己資本の水準の引き上げと自己資本の定義の厳格化による質の向上、②カウンターパーティ・リスク（デリバティブ等の取引相手の破綻等によるリスク）の補足強化、③経営悪化時の資本の社外流出を制限し、内部留保を促す資本保全バッファの導入、④好景気時のリスクの積み上がりおよび不景気時の過度な引き締めなど、景気循環が金融システムへの悪影響を増幅させる効果を防止するための、カウンターシクリカル資本バッファの導入、ならびに⑤元本資本に対して大きな収益を得るためのレバレッジの拡大によるリスクの積み上がりを抑制するレバレッジ比率の導入で構成される。

また、流動性規制は、⑥金融危機発生時の預金流出に対応できる流動性資産の保有を求める流動性カバレッジ比率の導入、および⑦流動性を生むことが期待できない資産に対して流動性の源となる安定的な資本等の保有を求める安定調達比率の導入で構成される。なお、これらの改定は、2013 年 1 月から 2019 年 1 月まで（わが国では 2013 年 3 月期から 2019 年 3 月期までと思われる）、段階的に実施される予定となっている。

なお、バーゼルⅢによる改定では、上記のとおり、自己資本比率のうち、②のカウンターパーティ・リスクの補足強化¹⁴以外は、基本的には分子に相当する自己資本部分の強化を求めるものがある。以下、自己資本部分に規制を中心に説明する。

¹⁴ OTC デリバティブ取引について、カウンターパーティ（取引相手）の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる価格調整（Credit Valuation Adjustment：CVA）の変動リスクを新たに捕捉することや、清算機関を通じた取引の取扱（時価および担保に係るエクスポージャーのリスク・ウェイト等）の見直しなどが行われる。

図表 5 パーゼルⅢにおける主な改定事項



(出典：金融庁／日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」(2011.1)、p. 3)

b. 自己資本の質の向上

自己資本の質の向上は、「自己資本の算入要件の厳格化」および自己資本から控除する「調整項目の強化」の2つの面から行われている。

(a) 自己資本の算入要件の厳格化

自己資本は、通常の予測を超える損失を補償するための資金として、無駄なく効果的に利用できる損失吸収性、いつでも利用できる永続性、および負債性資金の場合に債務弁済に利用されにくい劣後性によって、その質が評価され、中核的自己資本（以下「ティア 1」）および補完的自己資本（以下「ティア 2」）に分類される。バーゼルⅢでは、ティア 1 をさらに、「普通株式等ティア 1」と「その他ティア 1」に区分している。また、それぞれ自己資本に算入できる割合の上限、下限が設けられている。

普通株式等ティア 1 には、普通株式、内部留保、およびその他の包括的利益累計額（AOCI）等が算入される。また、その他ティア 1 には、会計上、負債として区分される優先株式、優先出資証券、コンティンジェント・キャピタルなどが算入される。これらは事前に定められたトリガー条項によって、普通株式への転換か、元本を削減する仕組が備わっていて、事業を継続する中で、いつでも損失を吸収でき

る資本として利用可能な資金であることが条件となっている¹⁵。

ティア 2 には、劣後債、劣後ローン、一般貸倒引当金等が算入される。これらは、銀行が支払不能となった場合に預金債権や一般債権に劣後するものとされている。また、劣後ローンは繰り上げ償還期限が 5 年以上であることが条件とされ、5 年未満のものの算入は認められない。

また、従前はその他ティア 1 に分類されていた所定の期間経過後に一定の金利または配当が上乘せされるステップ・アップ条件付き優先株式など、資金の借り手である銀行に返済のインセンティブが生じるものは、ティア 1 およびティア 2 のいずれへの算入も不可とするなどの強化が図られた。さらに、その他ティア 1 およびティア 2 資本に対して、銀行の実質的破綻時に元本の削減または普通株式への転換を図る契約条項が、それらの債券等の発行条件に含まれることが算入の条件となっている。

(b) 調整項目の強化

自己資本に含まれる資金のうち、損失吸収力を損なう項目を控除する取扱が強化された。これら控除事項には、連結対象外の他の金融機関の資本を意図的に相互に持ち合うことで資本を二重に利用し合う、いわゆるダブルギアリングを生じさせる金融機関の株の持ち合いのほか、ダブルギアリングに該当しない場合であってもリスク対応能力に問題のある少数株主持分、金融機関等の発行済み株式の 10%以上を保有する重大な投資や、重大な投資に該当しない場合でも金融機関等への投資の合計額が普通株式等ティア 1 の 10%超となるような投資、さらに、のれん代など無形資産、繰延税金資産などが含まれる。

c. 自己資本水準の引き上げ

自己資本は、普通株式等ティア 1 とティア 1 (普通株式等ティア 1 + その他ティア 1) のそれぞれの最低所要水準が設けられる。また、普通株式等ティア 1 およびその他ティア 1 ならびにティア 2 で構成される総最低所用自己資本水準は 8%で変わらないが、より損失吸収能力の高い普通株式等ティア 1 およびその他ティア 1 の割合は 2013 年から段階的に引き上げられ、さらに、普通株式等ティア 1 と同水準の質を有する追加的な資本保全バッファ（後記 d 参照）が 2016 年から段階的に導入されることとなっている。これらが完全実施される 2019 年には、合計した所用自己資本の水準は 10.5%となる。加えて、2016 年からカウンターシクリカル資本バッファ（後記 e 参照）が、景気動向に応じて、追加的に賦課されることとなっている。

このほか、自己資本の調整項目（前記(b)参照）の適用、レバレッジ比率（後記 f 参

¹⁵ なお、従前は普通株式に含まれていた一定条件下に普通株式に転換する普通株式転換権付き優先株式は負債性資金としてその他ティア 1 に区分された。

照) の導入なども 2019 年の完全実施までに段階的に実施されることとなっており、これらを含めたバーゼルⅢ全体の実施スケジュールは、図表 6 のとおりとなる。

図表 6 バーゼルⅢ全体の実施スケジュール

		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
水 準	最低資本基準+資本保全バッファ	8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
	最低資本基準 (ティア 1+ティア 2)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
	普通株式等+その他ティア 1	4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
	普通株式等ティア 1	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
	資本保全バッファ				0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
	カウンターシクリカル資本バッファ				0～ 0.625%	0～ 1.25%	0～ 1.875%	0～ 2.5%
除 控	普通株式等からの控除		20%	40%	60%	80%	100%	100%
	グランドファーザリング (注1)	10 年間 (2013 年 1 月 1 日開始)						
水 準	レバレッジ比率	試行期間：2013 年 1 月～2017 年 1 月 各銀行による開示開始：2015 年 1 月					第 1 の柱 への移行 を視野	
	流動性カバレッジ比率	観察期間		60%	70%	80%	90%	100%
	安定調達率 (NFSR)	観察期間					最低基準 の導入	
	G-SIBs の資本賦課 (注2)				段階的实施			完全実 施
	D-SIBs の資本賦課 (注2)				G-SIBs と同様に段階的に実施			

(注1) グランドファーザリングとは、国内行のバーゼルⅢの適用に際し、ティア 1 およびティア 2 の算入から除外する調整項目 (金融機関等の少数持分等) の適用を段階的に実施する経過措置のこと。

(注2) G-SIBs の資本賦課は後記(3)を、D-SIBs の資本賦課については後記(4)をそれぞれ参照願う。

(出典：各種資料をもとに作成)

d. 資本保全バッファの導入

金融危機において、金融機関の中には、財務状況の悪化や市場の見通しが悪化しているにも関わらず、市場の信頼をつなぎ止めるために配当や自社株買いを行ったり、役職員への手厚い報酬を維持するなどの行為が見られた。このような資本の社外流出が、金融機関の経営を一層悪化させ、貸出を抑制するなどにより経済状況の悪化を招いたとされる。資本保全バッファ (Capital Conservation Buffer) は、こうした事態を防止し、金融機関の内部留保の蓄積を促すために導入された。

資本保全バッファは、ストレス時以外のときに、最低資本基準 (ティア 1+ティア 2) に上乗せして、普通株式等ティア 1 で 2.5% までの積立が求められる。ストレス時には取崩が認められるバッファであり、資本保全バッファが 2.5% を下回っても当局による介入の発動要件にはならない。それ以外の時は、資本保全バッファが 2.5% の水準を下回ると、その水準に応じて、次年度の収益に対して一定割合の内部留保が求められ、一定水準以下では期間収益全額を留保しなければならない。資本保全バッファの水準と内部留保の割合の関係は、図表 7 のとおりである。バーゼルⅢ

の完全実施時の最低資本基準の普通株式等ティア 1 は 4.5%であるが、資本保全バッファ2.5%と合計して、普通株式等ティア 1 が 7.0%超の場合は、最低資本保全比率（収益に対する内部留保すべき割合）は 0%となり、全額の処分が可能である。資本保全バッファがこれより下回って、最低資本基準の普通株式等ティア 1 と合計して 7.0%以下となった場合は、図表 7 に示す最低資本保全比率の割合に応じて内部留保を確保しなければならない。普通株式等ティア 1 が 5.125%以下となった場合には、期間収益の 100%を内部留保しなければならない。

図表 7 最低資本保全基準

最低資本基準＋資本保全バッファの普通株式等ティア 1 の割合	最低資本保全比率（収益に対して内部留保すべき金額の割合）
4.5%～5.125%以下	100%
5.125%超～5.75%以下	80%
5.75%超～6.375%以下	60%
6.375%超～7.0%以下	40%
7.0%超	0%

（出典：Basel Committee on Banking Supervision, “Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems” (revised 2011.6)

e. カウンターシクリカル資本バッファの導入

カウンターシクリカル資本バッファは、住宅バブル期にサブプライム・ローンの過剰信用供与が発生し、バブル崩壊により巨額損失を招いた教訓から、好況期は金融機関の貸出が緩くなって金融システム全体のリスクの積み上がることに對して、銀行セクターの将来的な損失から守るために設けられた措置であり、資本保全バッファの拡張と位置づけられる。

カウンターシクリカル資本バッファは、各国当局が「与信総額の対 GDP 比」の長期トレンドからの乖離状況によって信用拡大が過剰であり、金融システム全体にリスクが蓄積している状態と判断した場合に、発動される。カウンターシクリカル資本バッファは、発動時に、資本保全バッファに上乗せして、普通株式等ティア 1 またはその他の完全に損失を吸収しうる資本¹⁶で積み立てるものとされている。

バーゼル委員会は本措置の発動および水準のガイダンスを作成しているが、これによると、①長期トレンドからの乖離が 2%以下の場合はカウンターシクリカル資本バッファの水準は 0%、②乖離が 10%以上の場合は同水準は 2.5%に、③乖離が 2%から 10%未満の場合は 0%から 2.5%の間で当局が決定することとなっている。銀行は、当局がカウンターシクリカル資本バッファの設定の決定を通告してから、1 年以内に所定の積立が求められる。

¹⁶ 「その他の完全に損失を吸収しうる資本」は、バーゼル委員会が追加のガイダンスを公表して明らかにされることとなっている。

カウンターシクリカル資本バッファは資本保全バッファの拡張であり、資本保全バッファ+カウンターシクリカル資本バッファを合計した普通株式等ティア1が規定値を下回った場合(カウンターシクリカル資本バッファが2.5%に設定された場合は9.5%以下となった場合)は、その割合に応じて、配当や自社株買い、社員賞与等による資本の社外流出が制限され、期間収益に対して所定の内部留保の確保が求められる(図表8参照)。

図表8 カウンターシクリカル資本バッファが水準を下回った場合の最低資本保全比率

最低資本基準+資本保全バッファ+カウンターシクリカル資本バッファの 普通株式等ティア1の割合(カウンターシクリカル資本バッファが2.5%に設定の場合)	最低資本保全比率(収益に対して内部留保すべき金額の割合)
バッファが第1四分位内となった場合(4.5%~5.75%以下)	100%
バッファが第2四分位内となった場合(5.75%超~7.0%以下)	80%
バッファが第3四分位内となった場合(7.0%超~8.25%以下)	60%
バッファが第4四分位内となった場合(8.25%超~9.5%以下)	40%
9.5%超	0%

(出典: Basel Committee on Banking Supervision, “Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems” (revised 2011.6))

f. レバレッジ比率の導入

与信、借入や債券の発行等によるリスクの積み増しを抑制するために、自己資本比率に加えて、レバレッジ比率が導入されることとなっている。レバレッジ比率は、総量規制であり、図表9の算式で示され、貸借対照表に記載されないオフバランス取引を含めたエクスポージャーの総額の、ティア1自己資本(普通株式等ティア1+その他ティア1)に対する比率で示される。2013年1月から2017年1月までの試行期間は3%以上の水準が適用されることとなっている。レバレッジ比率は試行結果を踏まえて2017年中に最終調整され、第1の柱として強制化される。

図表9 レバレッジ比率

レバレッジ比率= $\frac{\text{ティア1自己資本}}{\text{エクスポージャー総額(オンバランス項目+オフバランス項目)}}$ $\geq 3\%$
--

(出典: 各種資料をもとに作成)

g. パーゼルⅢの問題点

自己資本の質の強化は、金融危機の状況下でも損失吸収性を損なわないよう、劣後債務のような借入資金よりも普通株式や内部留保などのより確実な資金を中心とするよう改定を図ったものといえる。また、カウンターシクリカル資本バッファやレバレッジ比率の導入は、レバレッジの積み上がり等を防止し、金融危機の状況下でも十分な自己資本により、貸出等が制限されないことを確保するものといえる。

一方で、バーゼルⅢに対しては、規制が複雑すぎて、規制を守るためのコストが高い¹⁷、プロシカリティ（景気循環増幅効果によって好況時は安易な貸出、不況時は貸し渋りが起こる）問題および金融機関のインセンティブ報酬慣行の問題を優先すべきであり、自己資本水準に偏重し過ぎた政策は銀行の行動を歪める¹⁸、などの問題指摘もある。

(3) グローバルな金融システム上重要な銀行（G-SIBs）への資本賦課

バーゼル委員会は、2011年11月に「グローバルな金融システム上重要な銀行：評価手法および追加的な損失吸収力の要件」¹⁹を公表するとともに、2013年7月および2014年11月にそれぞれその改定版²⁰を公表した。その概要を説明する。

a. G-SIBs の認定のための評価基準

G-SIBs の認定のための評価は、「規模」、「相互関連性」、「代替可能性等」、「複雑性」および「国・地域を越えた活動」の5つのリスク・カテゴリー別の個別指標の数値（ユーロ換算）を同じウェイト（個別指標が3つの場合 $20\% \div 3 \div 6.67\%$ ）で評価し、各リスク・カテゴリーのスコア（個別指標が複数ある場合はそれらの平均）を平均して最終スコアを計算し、最終スコアに応じて HLA を適用する G-SIBs を認定する（図表 10 参照）。なお、G-SIBs の評価は、2011年11月に29行が認定された。以降、2012年11月から、追加的な HLA の賦課の適用（後記 b 参照）を含めて評価が更新され、直近は2014年11月に2013年の数値に基づく30行の G-SIBs が認定された²¹。

図表 10 グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する評価手法

評価方法・要件	概要		
G-SIBs の判定方法	○ 以下の「規模」、「相互関連性」、「代替可能性／金融機関インフラ」、「複雑性」および「国・地域を越えた活動」の5つのリスク要因に対応した数値指標で判定し^(注)、特定した G-SIBs を公表。毎年11月にリストを更新する。 ○ なお、当該銀行の破綻によるグローバルなシステム上への影響への監督上の判断ならびに補助指標によって、上記判定を破棄する修正を行うことができる。		
リスク・カテゴリー(ウェイト)	個別指標		個別指標ウェイト
規模	(20%)	バーゼルⅢのレバレッジ比率の分母となる総エクスポージャー	20%
相互関連性	(20%)	金融システム内の資産（例、金融機関への貸出等）	6.67%

¹⁷ 佐々木百合「金融改革について」（2013.7）

¹⁸ 大山剛「マクロ経済安定化という観点からみたバーゼルⅢ等最近の金融規制の評価」（2011.11）

¹⁹ Basel Committee on Banking Supervision, “Global systemically important banks: assessment methodology and the additional loss absorbency requirement Rule text”, November 2011.

²⁰ 2013年7月の改定版では、各リスク・カテゴリーの個別指標のスコアの計算方法とともに、「相互関連性」の要素のうちの「ホールセール・ファンディング比率（他の金融機関からの資金調達率）」の個別指標について、バーゼルⅢの流動性に関する安定調達率の定義に該当する「発行済み証券」への変更等の修正が図られた（Basel Committee on Banking Supervision, “Global systemically important banks: updated assessment methodology and the higher loss absorbency requirement, July 2013”）。

²¹ 2014年11月の改定版では、相互関連性のリスク・カテゴリーのスコアの上限定額等の評価方法の見直が行われた。なお、2014年11月に公表された G-SIBs の例は、後記 b の脚注を参照願う。

評価方法・要件		概要	
代替可能性／ 金融機関インフラ	(20%)	金融システム内の負債（例、金融機関による預金等）	6.67%
		発行済み証券（安定的な資金調達に該当するもの）	6.67%
		決済システムを通じて清算・決済される支払額	6.67%
		預かり資産	6.67%
		社債・株式市場における引受取引の価値	6.67%
複雑性	(20%)	店頭デリバティブ想定元本	6.67%
		トレーディング勘定の価値および売却可能資産の価値	6.67%
		レベル3資産（市場価格等から公正価値が算定困難な資産）	6.67%
国・地域を越えた活動	(20%)	国・地域を越えた債権	10%
		国・地域を越えた債務	10%
監督上の判断で修正する場合の原則		○ 判断による調整基準は数値指標より厳格であり、例外的ケースに止めるべき。 ○ 判断は銀行の破綻による影響に焦点を当て、銀行の破綻の可能性ではない。 ○ ある地域の破綻処理の枠組の質の評価は行わない。 ○ 判断では十分な書面の裏付けおよび検証可能な定量的・定性的な情報が必要。	

（注）各リスク・カテゴリーの個別指標に関する個別銀行グループの数値（ユーロ換算）をウェイト（個別指標が3つの場合 $20\% \div 3 \approx 6.67\%$ ）換算して評価し、標本データである75銀行グループの総額に対する個別グループの評価数値の割合を10,000倍したベシス・ポイント（bps）で個別指標スコアを計算する。次に、各リスク・カテゴリーのスコア（個別指標スコアが複数ある場合はその平均）を求め（代替可能性のスコアは500bpsを上限とする）、これらを平均して最終スコアを計算する。

（出典：Basel Committee on Banking Supervision, “Global systemically important banks: assessment methodology and the additional loss absorbency requirement Rule text”, November 2011, and “The G-SIBs assessment methodology - score calculation, November 2014”その他をもとに作成）

b. G-SIBs に対する追加資本賦課

G-SIBs に認定された銀行は、前記 a の5つのリスク・カテゴリーごとにウェイト付けした個別指標による数値によって計算した評価スコアに基づき、金融システム上の重要性に応じた4つのバケットに区分される²²。G-SIBs は、この区分に応じて、バーゼルⅢに基づく所用自己資本水準（ティア1+ティア2+資本保全バッファ+カウンターシクリカル資本バッファ）の上乗せとして、1%（第1バケット）から2.5%（第4バケット）の追加的なHLAが求められる。HLAは普通株式等ティア1であるとされている。なお、第5バケットには通常は振り分けられない空のバケットであるが、将来的により重要性が増大した場合に適用される（図表11参照）。

一方、G-SIBs に認定されながら、必要とされる普通株式等ティア1の自己資本が確保できない場合は、カウンターシクリカル資本バッファと同様、資本保全バッファの拡張が不十分であるとみなして、必要なバッファの達成割合に応じて（第1から第4四分位）、次年度期間収益に対する処分（配当、自社株買い、役職員のボー

²² 2014年11月に公表された30行のG-SIBsの例としては、第4バケット（HSBC、JP Morgan）、第3バケット（Barclays、BNP Paribas、Citigroup、Deutsche Bank）、第2バケット（Bank of America、Credit Suisse、Goldman Sachs、Mitsubishi UFJ FG、Morgan Stanley、Royal Bank of Scotland）で

ナス等) が 20%から 100%の範囲で制限される (前記図表 8 を参照願う)。

図表 11 グローバルな金融システム上重要な銀行 (G-SIBs) に対する上乗せの自己資本賦課

追加的なより高い損失吸収力 (HLA) の賦課	○G-SIBs の重要度に応じて 5 つに区分し、評価スコアの範囲によって HLA を適用する。		
	バケット	最終評価スコアの範囲	HLA の適用
	第 5 バケット (空)	530 ~ 629	(普通株式資本 3.5%)
	第 4 バケット	430 ~ 529	普通株式資本 2.5%
	第 3 バケット	330 ~ 429	普通株式資本 2.0%
	第 2 バケット	230 ~ 329	普通株式資本 1.5%
	第 1 バケット	130 ~ 229	普通株式資本 1.0%
経過措置	○2014 年 11 月に認定された G-SIBs について、2016 年 1 月から段階的に資本保全バッファ (2.5%) + HLA の賦課を適用し、2019 年 1 月から完全実施。		
	2016 年	25% × (2.5% + G-SIBs に適用される HLA) (2013 年のデータに基づき適用)	
	2017 年	50% × (2.5% + G-SIBs に適用される HLA) (2014 年のデータに基づき適用)	
	2018 年	75% × (2.5% + G-SIBs に適用される HLA) (2015 年のデータに基づき適用)	
	2019 年	100% × (2.5% + G-SIBs に適用される HLA) (2016 年のデータに基づき適用)	

(出典 : Basel Committee on Banking Supervision, “The G-SIBs assessment methodology – score calculation, November 2014”その他をもとに作成)

(4) 国内のシステム上重要な銀行 (D-SIBs) に対する追加的資本規制

2011 年の G20 カンヌ・サミットで G-SIFI の枠組を国内のシステム上重要な銀行にも早急に拡大すべきとする要請を受け、バーゼル委員会は、2012 年 10 月に国内のシステム上重要な銀行 (Domestic Systemically Important Banks : 以下「D-SIBs」) に対処する枠組に関する文書を公表した。

a. 概要

D-SIBs に対処する枠組は、D-SIBs を特定するための評価に関する原則および特定された D-SIBs に適用する HLA に関する原則の合計 12 の原則で構成されている。D-SIBs に対しては、G-SIBs と異なり、国際的な共通の手法および政策措置が採られるのではなく、各国の実情を踏まえて原則ベースで適用を求める扱いとなっている。特定された D-SIBs に対する政策措置は HLA の適用のみが規定されているが、再建・破綻処理計画 (RRP) の策定等の追加的措置が採られるのか否かは明確ではない。本枠組の適用は 2016 年からとされている。

b. D-SIBs の評価に関する原則

各国当局は、先ず、国内での銀行の金融システム上の重要性の程度を評価するための手法を構築しなければならない (原則 1)。その場合、銀行の破綻による潜在的な影響、および外部性を反映させるべきこと (原則 2)、破綻の影響度は国内経済を参照すること (原則 3) とされる。国内経済に対する D-SIBs の影響は、①規模、②相

あり、第 1 バケットには Mizuho FG、Sumitomo Mitsui FG、Bank of China など 18 行が含まれる。

互関連性、③代替性／金融機関インフラ（銀行分野の集中度合いも考慮する）、④複雑性（クロスボーダー業務の追加的な複雑性も考慮する）を評価することとされ、さらにこれらの要素の銀行固有の指標に情報を提供する国内経済の規模など他の尺度・データを考慮できることとされる（原則 5）。また、各国当局は、現行の金融システムの状況を反映させるよう、G-SIBs の評価頻度よりも著しく低くならないよう、定期的に D-SIBs の評価を行うこと（原則 6）、また、評価手法の概要情報を開示すること（原則 7）が求められている。

c. より高い損失吸収力（HLA）に関する原則

各国当局は、D-SIBs に対する HLA の水準を定める方法および考慮事項を文書化し、D-SIBs に対する HLA の水準の定量的手法および各国特有の要素は周知されなければならない（原則 8）とされ、D-SIBs に対する HLA の水準は各国当局が政策的に定めることとされる。D-SIBs に適用される HLA の要件は、原則 5 で認定されたシステム上の重要性に応じたものとされる（原則 9）。各国当局は、自国内の G-SIBs および D-SIBs の政策措置の適用が両立するようにし、母国監督当局は、親会社レベルおよび連結ベースで調整した HLA の要件を課す一方、進出先国監督当局は、子会社レベルで調整した HLA を課すこと、また、母国監督当局は子会社レベルで D-SIBs に HLA を課す場合も親銀行単独で十分な資本を有していることを検証すること、ならびに D-SIBs と G-SIBs の両方に特定された場合は、D-SIBs または G-SIBs のいずれか高い水準の HLA を適用することなどが求められている（原則 10）。HLA の要件は普通株式等ティア 1 の条件を満たすこと、また、D-SIBs によるリスクに対処するために、適切であれば追加的な措置またはその他の政策措置を講じること（原則 12）とされている。

4. 保険監督者国際機構（IAIS）による国際保険資本規制

IAIS は、金融危機時における AIG や ING などの経営危機を踏まえて、国際的に活動する保険グループの規制・監督のための共通の枠組（Common Framework : ComFrame、以下「コムフレイム」）の策定を進めるとともに、G20 の要請を受けて、銀行に倣って、グローバルな金融システム上重要な保険会社（Globally Systemically Important Insurers : 以下「G-SIIs」）の評価とより高い損失吸収力（以下「HLA」）の策定を進めている。

(1) 経緯

IAIS では、金融危機を契機に、2009 年 7 月からタスクフォースを設置して国際的な保険グループの評価の枠組の検討を進めた²³。IAIS は、2010 年からコムフレイム

²³ IAIS では、本格的な検討のため、保険グループ監督に関する共通評価の枠組タスクフォース（Common

の策定作業を開始し、2013 年 10 月に最終ドラフトを公表したが、さらにフィールド・テストなどを経て、最終的には定量的な資本要件（後記(3)参照）を含めた 2018 年中の完成を目指しているとされている。

一方、G-SIIs については、IAIS は、2010 年 11 月のソウル・サミットで承認された FSB による G-SIFIs の対処方針を受けて検討を開始した。また、前記 2 (2)のとおり、2011 年 11 月のカンヌ・サミットにおいて、FSB が作成した SIFIs に対する政策措置を銀行以外にも適用する方針が確認された。IAIS は、同年 11 月に FSB に対して、保険事業者とシステミック・リスクに関する見解をまとめた「保険および金融安定化」²⁴と題する報告書を提出し、これを踏まえて、2012 年 6 月のロス・カボス・サミットで G-SIIs の評価方法のドラフトを報告した。さらに、2013 年 7 月に IAIS は、G-SIIs の評価方法および G-SIIs に対する一連の政策措置ならびに保険分野のマクロ健全性政策および監視措置の枠組を公表するとともに、国際的に活動する保険グループの規制・監督の枠組について、定量的資本基準を含めて策定する方針を公表した。

加えて、IAIS は、2013 年 10 月に国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の規制・監督の枠組であるコムフレーム（後記(4)を参照願う）の中にリスク・ベースのグローバルな保険資本基準 (ICS) を組み入れて 2016 年までに策定し、2019 年から適用すること、また、G-SIIs の HLA の基礎として 2014 年に策定するバックストップ資本要件 (Backstop Capital Requirements : BCRs) ²⁵の知見が保険資本基準 (ICS) に役立てられる見込みである方針を公表した。

このように、G-SIIs の政策措置としての HLA の基礎となる資本基準の知見を利用して、国際的に活動する保険グループの規制・監督の枠組であるコムフレームの資本基準に発展させて行く IAIS の方針が明確にされた。

(2) グローバルな金融システム上重要な保険会社 (G-SIIs) に対する政策

IAIS は、2011 年 11 月に見解文書「保険および金融安定化」を公表し、保険業界の役割ならびに金融システムおよびその他金融市場機関との相互活動に関する保険監督者の総体的な見方を提示した。また、IAIS は、2013 年 7 月に G-SIIs の認定のための評価方法、G-SII に対する政策措置および保険分野におけるマクロ健全性政策および監視措置に関するガイダンスで構成されるグローバルな金融システム上重要な保険会社に対する一連の政策文書を公表した。

以下、保険事業とシステミック・リスクの関係等に関する見解文書の概要および G-SIIs の認定のための評価方法について説明する。

Assessment Framework Taskforce) を立ち上げ、2009 年 7 月から検討を開始した。

²⁴ IAIS, “Insurance and Financial Stability”, November 2011.

²⁵ 当初はバックストップ資本要件 (Backstop Capital Requirements : BCR) の用語が使用されていたが、その後、基礎的資本要件 (Basic Capital Requirement : BCR) の名称に変更された。

a. 保険および金融安定化に関する報告

見解文書では、保険事業は基本的にシステミック・リスクの懸念はほとんどないが、非伝統的または非保険の活動は、システミック・リスクを増幅する要因になりうるとしている。

- 保険事業モデルは生命や財産、責任リスク等の引受における特殊性がある。保険会社は信用リスクや市場リスクなど他の金融機関に見られるリスクも有するが、事業モデルの特殊性から特殊な形で生じ、保険事業と銀行業でリスクは異なる。
- 2008年から2009年の金融危機において、保険事業モデルは、大多数の保険者が他の金融機関よりも金融危機に対してより強靱であることを示した。保険引受リスクは一般的に経済サイクルや金融市場リスクと相関せず、保険金支払は専ら保険事故の発生に起因するため、伝統的な保険事業は、突然の資金流出による流動性の枯渇になりにくく、システミック・リスクの観点での懸念は当てはまらない。
- しかしながら、伝統的な保険事業をコアとする財務的に強靱な保険グループや金融コングロマリットでも、非伝統的または非保険の活動を著しく拡大している場合は、危機の深刻な影響を受け、グローバルに金融システム上重要になっている。このことは、規制された保険事業とそれ以外を区別することの重要性を示している。
- 保険市場は非常に競争的であり、単一事業体の破綻後に保険供給の代替可能性または継続性が重大な問題になる可能性は、銀行業よりも低い。また、ニッチ市場であっても、供給不能または価格上昇の混乱は一時的であり、新規参入が容易であるため、元の水準に戻りやすい。
- 保険負債を中心とする規律ある投資、保険金支払の特性から期間を定めた出金管理、および市場参入の容易さによる高い代替可能性に示される保険事業モデルの特徴を理由として、保険事業の失敗による他の金融機関および実体経済への影響は、銀行業の場合とは異なっている。

b. G-SIIs の認定のための評価方法

IAIS は、保険事業を主体とする金融コングロマリットの特性を踏まえて、①「規模」、②「世界的活動」、③「相互関連性」、④「非伝統的 (non-traditional : NT) または非保険 (non-insurance : NI) 事業活動」および⑤の「代替可能性」の 5 つのリスク・カテゴリーに区分し、同じリスク・カテゴリー内の個別指標のリスク・ウェイトは均等 (④の場合、 $45\% \div 7 \div 6.4\%$) とした数値指標による評価方法を採用して、G-SIIs の 1 次候補を抽出している。

G-SIIs の評価方法は、銀行の G-SIBs の評価方法（前記 3. (3)参照）と比べ、「複雑性」の評価が「非伝統的・非保険事業活動」の評価に変わっているほか、カテゴリーごとのリスク・ウェイトも均等（20%）ではなく、③相互関連性を 40%、④非伝統的または非保険事業活動（NTNI）を 45%として重視している（図表 12 参照）。

また、IAIS は、保険事業ポートフォリオの状況に応じて、「伝統的保険」、「やや伝統的保険（Semi-traditional）」および「非伝統的保険（Non-traditional）」に区分して、一定範囲のリスク・ウェイトを設定し、金融活動に係る非保険事業のリスク・ウェイトを 100%、産業活動に係る非保険事業のリスク・ウェイトを 0%として金融システムへの影響度を評価する保険および金融安定化に関する評価方法（IFS Assessment Approach）によって G-SIIs の追加候補を抽出している。

IAIS では、これら 2 つの評価数値による抽出と、両者の評価に開きがある場合は補足情報を加えて評価するとともに、関係するグループ監督者の見解を踏まえて、G-SIIs を判定する。

IAIS では、伝統的な保険業務には、銀行のような支払システム、信用仲介または投資銀行業務を含まず、保険引受リスクは保険事故に関係性があるが、金融市場の動向との直接的相関は見られず、突然の流動性の枯渇や金融市場・実態経済にシステミック・リスクを引き起こす証拠は見られないとしている。ただし、ヘッジ目的でないクレジット・デフォルト・スワップ（credit default swap：CDS）や投資収益の拡大のためのデリバティブなど非伝統的保険活動（NT）または非保険事業活動（NI）は、金融市場の動向により大きく変動し、システミック・リスクに影響を及ぼす可能性が高いとして、これらの評価方法を採用している。

G-SIIs の評価は、2013 年 7 月に 2011 年の数値に基づき、9 保険グループが認定された。以降、2014 年 11 月から毎年更新されることとなった²⁶。なお、認定されたこれらの G-SIIs には再保険事業者は含まれていない。IAIS は、再保険事業者の金融システム上の影響等は、再保険事業の相互関連性等の特性等を踏まえた検討が必要と認識しており²⁷、再保険事業者を含めた G-SIIs の評価方法を 2015 年 11 月までに策定し、2016 年の評価から、保険グループおよび再保険グループの G-SIIs の評価結果を公表するとしている。

²⁶ 2014 年 11 月に公表された G-SIIs は、Allianz SE、American International Group、Assicurazioni Generali S.p.A.、Aviva plc、Axa S.A.、MetLife, Inc.、Ping An Insurance (Group) Company of China、Prudential Financial, Inc.、Prudential plc の 9 グループである。

²⁷ 現行の G-SIIs の評価方法については、代替可能性など適切な指標となっているか否か検証する必要がある、非伝統的・非保険（NTNI）の評価ウェイトが高いために一部の保険会社のスコアで評価結果が大きく変動しやすい、事業に大きな変更がない場合でも相対的評価のために G-SIIs に選定される可能性があるなど、いくつかの点でさらに検討の必要性があるとの指摘もある（小林晋也『『グローバルなシステム上重要な保険会社』第 2 回選定と今後の課題』週刊金融財政事情 2014 年 12 月 8 日号（3099 号））。

図表 12 G-SIIs の評価におけるリスク・カテゴリーと個別指標のウェイト

評価方法・要件		概要	
G-SIIs の判定方法		○ 以下の「規模」、「世界的活動」、「相互関連性」、「非伝統的（NT）・非保険（NI）事業活動」および「代替性」の 5 つのリスク要因に対応した数値指標で候補を抽出するとともに、「伝統的保険」、「やや伝統的保険」および「非伝統的保険」の事業ポートフォリオに応じた IFS スコアによって追加候補を抽出し、両者の評価に開きがある場合には補足情報を加え、関係するグループ監督者の見解を踏まえて、判定する。	
リスク・カテゴリー・ウェイト		個別指標	指標ウェイト
規模	5%	総資産	2.5%
		総収入（グロス保険料、運用益、その他損益、手数料等）	2.5%
世界的活動	5%	母国外からの総収入	2.5%
		母国以外での営業国の数	2.5%
相互関連性	40%	金融システム内の資産（他の金融機関への貸出、証券保有等）	5.7%
		金融システム内の債務（他の金融機関からの借入、債券発行等）	5.7%
		再保険（受再保険に係るグロスの契約準備金）	5.7%
		デリバティブ（発行済デリバティブのグロス名目金額）	5.7%
		巨額エクスポージャー（上位 19 大口取引資産、同資産比率、国債保有率）	5.7%
		運用資産購入＋売却額の総資産比、起債額＋年金債務の総負債比	5.7%
		レベル 3 資産（注）の額、レベル 3 資産の対レベル 1+2+3 資産合計額比	5.7%
非伝統的・非保険（NTNI）事業活動	45%	保険契約以外の負債（同負債額と同負債の対負債総額比）と金融活動からの非保険事業収入（同収入合計額と同収入の対総収入比）	6.4%
		デリバティブ取引（販売した CDS のグロス名目金額、NT と NI 関連の持分およびリスク削減のヘッジを除く関連デリバティブ等の名目金額）	6.4%
		短期資金調達（短期借入、CP、預金証書、レポおよび証券貸付による担保価値の総額と同総額の対総資産比）	6.4%
		金融保証（CDS およびボンド以外の債務証券の名目金額、住宅ローン保証保険の破綻リスク金額）	6.4%
		変額保険商品の最低保証（変額年金と不確定年金の契約準備金等）	6.4%
		グループ内の約定（グループ内会社に対する約定額と同対総資産比）	6.4%
		負債の流動性（請求後 3 カ月以内に罰則なしに解約払戻できる負債金額＋20%未満の罰則付きの同金額の 50%）	6.4%
代替性	5%	特定種目の保険料（自然災害補償、住宅ローン保証・金融保証・輸出信用、航空および海上の各保険のグロス引受保険料と予定保険料の合計）	5%
IFS		概要	
IFS 評価方法		○ 保険事業の事業ポートフォリオに応じて「伝統的」、「やや伝統的」、「非伝統的」に区分し、一定の幅でリスク・ウェイトを乗じる。また、非保険事業（金融）活動は 100%、非保険事業（産業活動）は 0%のリスク・ウェイトとし、それぞれの資産規模に応じて G-SII-IFS スコアを算出する。	
		<G-SII-IFS スコア> 1. 2.5% または 20.0% × 伝統的保険事業資産 2. 12.5% または 50.0% × やや伝統的保険事業資産 3. 22.5% または 75.0% × 非伝統的保険事業資産 4. 100% × 非保険事業（金融活動）資産 5. 0.0% × 非保険事業（産業活動）資産	

（注）レベル 1 資産は活発な市場での調整前取引価格で特定可能な資産、レベル 2 資産は不活発な市場での取引価格または直接・間接に観察可能な指標によるモデルで評価可能な資産、レベル 3 資産は公正価値評価全体として観察不能であるが、重要な何らかの指標を必要とする技術的評価に基づく資産を意味する。

（出典：IAIS, “Global Systemically Important Insurers: Initial Assessment Methodology, 18 July

2013”をもとに作成)

c. G-SIIs に対する措置

IAIS では、FSB から公表された G-SIFIs に対する政策措置をに基づき、G-SIIs の選定における金融システム上の重要性の考慮点を踏まえ、以下の主要な 3 つで構成される政策措置を策定した。

(a) 監督の強化

G-SIIs に対する監督措置は、IAIS の保険コア・プリンシプルおよび FSB の G-SIFIs に対する政策措置を踏まえるととともに、システミック・リスク管理計画の策定および流動性管理の強化を含めている。国際的に活動する保険グループにはコムフレームを適用する。また、グループ監督者は、統合的かつグループ全体の監督を可能とする持株会社への直接的な監督権限を行使できることを求めている。

(b) 効果的な破綻処理

IAIS は、FSB の効果的な破綻処理制度に関する政策に基づき、G-SIIs に対して、危機管理グループの設立、再建・破綻処理計画（RRP）の策定および破綻処理の実行可能性評価（resolvability assessment）の実施を求めるとともに、個別の G-SII ごとのクロス・ボーダーの監督上の協力協定を採択することとしている。また、IAIS は、保険会社の特殊性を考慮して、非伝統的または非保険（NTNI）事業活動の伝統的保険事業活動からの分離計画の実施、事業ポートフォリオ移転の活用およびラン・オフ協定、ならびに既存の保険契約者保護および支払保証制度の活用なども G-SIIs の破綻処理策に含めることとしている。

(c) より高い損失吸収力（HLA）

IAIS は、非保険事業活動を行う子会社を含め、すべてのグループ活動に適用できる基礎的資本要件（BCR）（後記(3)参照）を 2014 年中に策定した上で、これをもとに 2019 年から G-SIIs に適用する予定の HLA の実施方法の詳細を 2015 年末までに策定する。

HLA は、非伝統的保険または非保険（NTNI）事業活動を行う G-SIIs に適用される。その際、IAIS は、G-SIIs が非伝統的または非保険事業活動を伝統的保険事業活動から効果的に分離しているか否かを考慮して HLA を適用する。G-SIIs が非伝統的または非保険事業活動を効果的に分離している場合は、当該活動を行う事業体に焦点を当てて適用する。また、効果的に分離していない場合は、G-SIIs に対して、連結ベースで、保険グループの相互関連性のスコアを考慮しつつ、前者に比べてより高い HLA を適用する。

(3) G-SIIs に適用する基礎的資本要件 (BCR)

IAIS は、G-SIIs に対して HLA を適用する場合の基礎となる基礎的資本要件 (BCR) を策定し、2014 年 10 月に公表した。以下、その内容について説明する。

a. BCR の概要

基礎的資本要件 (Basic Capital Requirements : 以下「BCR」) は、HLA とともに G-SIIs のみに適用されるグループ全体の資本要件であり、HLA の賦課を課す基礎となるものである。

BCR は、2014 年 11 月の G20 サミットでの承認を経て、2015 年から非公開での任意参加の保険グループからのデータ報告を受けて、有用性の検証が行われる予定である。また、第 2 段階として、BCR に関するデータ分析を基に G-SIIs に対する HLA の策定が行われることとなっている。さらに第 3 段階として、BCR およびフィールド・テスト結果を踏まえて、国際的に活動する保険グループ (Internationally Active Insurance Groups : 以下「IAIGs」) の資本要件である保険資本基準 (Insurance Capital Standards : 以下「ICS」) が策定される予定であり、ICS 策定後は、ICS が BCR に代って G-SIIs の HLA 適用の基礎となると位置づけられている (図表 13 参照)。

図表 13 BCR および HLA ならびに ICS の進展状況

時期	主要事項の進展状況
2014 年 11 月	BCR の提案が G20 ブリスベン・サミットで承認
2014 年 12 月	ICS の草案の第 1 次市中協議を開始
2015 年 1 月～2 月	BCR の非公開のデータ報告の実施
2015 年 3 月～9 月	HLA および ICS を含むコンプレームのフィールド・テストの実施
2015 年 11 月	HLA の最終提案および G20 首脳会合での承認。
2016 年 3 月～9 月	ICS を含むコンプレームの更なるフィールド・テストの実施
2016 年 12 月	フィールド・テストを通じた修正状況に応じて、ICS の最終案合意。
2017 年、2018 年	フィールド・テストを通じた ICS を含めたコンプレームの IAIS での採択
2019 年～	ICS を含めたコンプレームの適用開始
2019 年～	BCR を基礎とした HLA の G-SIIs への適用開始。その後、基礎を ICS に切り替え。

(出典 : IAIS, “Basic Capital Requirements for Global Systemically Important Insurers, 23 October 2014”をもとに作成)

BCR および HLA の策定に当たって、IAIS は、2014 年 9 月および 10 月に原則を定めており、それぞれ図表 14 のとおりである。BCR および HLA は、国際的に比較可能であり、ストレス環境時にも有効であり、簡潔で分かりやすく、それでいて目的に沿って結果を十分反映できること、様々な事業者幅広く一貫性をもって適用することなど、共通する原則が定められている。

図表 14 BCR および HLA の策定に関する諸原則

BCR	HLA	項目	概要
原則 1		主要リスク項目の反映	資産・負債の両面を含め、主要な保険リスクおよび非保険リスクを反映すること
原則 2	原則 1	比較可能性	法管轄区域を超えて結果が比較可能なこと
	原則 2	G-SIIs 推進要素の反映	G-SIIs となる評価要素を反映すること
	原則 3	コストの吸収	G-SIIs の破綻による金融システム、経済全体に対するコストを一定程度吸収できること
原則 3	原則 4	弾力性	様々な状況（ストレス状況のマクロ環境を含む）で機能可能で、有効性を維持すること
	原則 5	継続企業	HLA およびその基礎の自己資本は、G-SIIs が事業清算ではなく、事業継続を前提としたものであること
	原則 6	資本の質	HLA は「最高品質の資本」の要件を満たすこと
原則 4	原則 7	実践性	実用的な設計で、簡潔かつ分かりやすく、それでいて目的に沿って結果を十分反映できること
原則 5	原則 8	一貫性	一連の保険および非保険事業者の範囲で必要な期間にわたって一貫性をもち、適用可能であること
原則 6	原則 9	透明性	特に最終結果に関して透明性が十分であり、公的データの利用が最適化されること
	原則 10	精緻化	フィールド・テストを通じて得られた経験およびデータを考慮して洗練されたものとなること

（出典：IAIS, “Higher Loss Absorbency (HLA) Principles, 22 September 2014”および IAIS, “BCR Fact Sheet, Basic Capital Requirements (BCR) for Global Systemically Important insurers (G-SIIs)”, 23 October 2014 をもとに作成）

b. BCR の特徴

BCR は、前記 a のとおり、HLA とともに、G-SIIs のみに適用される連結ベースのグループ全体の資本要件であり、HLA の基礎をなすものである。BCR は、G-SIIs の事業ならびにオン・バランスおよびオフ・バランスのエクスポージャーに直接・間接に影響を及ぼす主要なリスク・カテゴリーをカバーしている。

c. BCR 資本必要額

BCR 資本必要額は、すべての持株会社、保険会社、銀行、その他のサービス会社を含む G-SIIs のすべての活動を対象にグループ全体で連結ベースで計算される。

BCR 資本必要額は、①伝統的生命保険（TL）、②伝統的損害保険（TNL）、③非伝統的保険（NT）、④資産運用（A）および⑤非保険（NI）の 5 つの事業活動に区分される図表 15 のフォーミュラ方式で計算される。なお、計算式のうち、 α は BCR の全体の水準を調整する係数であり（当初は 1.0 で設定）、当局の介入水準である規定資本必要額（Prescribed Capital Requirement : PCR）とこれを下回ると事業継続ができない最低資本必要額（Minimum Capital Requirement : MCR）の中間水準に BCR になるように設定される予定である。

具体的には、これらの 5 区分は、図表 16 のとおり、さらに 16 のリスク要素に細分化され、それぞれのリスク・エクスポージャー評価額に所定のリスク係数を乗じて計

算される。

図表 15 BCR 資本必要額の計算式

$\text{BCR 資本必要} = \alpha \left[\sum_{i=1}^4 a_i TL_i + \sum_{i=1}^4 b_i TNL_i + \sum_{i=1}^4 c_i NT_i + \sum_{i=1}^3 d_i A_i \right] + \sum_{i=1}^n NI_i$	
・ α は、BCR 全体の水準を決定するスカラー量（当初は 1.0 で設定）^(注) である。 ・ a、b、c および d は、エクスポージャーに適用される係数を意味する。 ・ TL、TNL、NT および A は、エクスポージャーを意味する。 ・ NI は、非保険事業活動に関して、分野別のルールによるリスク・チャージを反映させる。例えば、バーゼル委員会が策定したバーゼル規制要件など。	

（注）スカラー（scalar）は、長さ、免責、質量など、大きさだけで定まる数量を意味する。

（出典：IAIS, “Basic Capital Requirements for Global Systemically Important Insurers, 23 October2014”をもとに作成）

図表 16 BCR のリスク区分、リスク・エクスポージャーの評価尺度、各要素の価値

構成要素	区分	リスク要素	リスク・エクスポージャー評価尺度	リスク係数	
保険	伝統的生命保険（TL）	保障型商品	リスク保険金額	a ₁	0.06%
		有配当商品	現在推計（注 ¹ ）	a ₂	0.6%
		年金	現在推計	a ₃	1.2%
		その他生命保険	現在推計	a ₄	0.6%
	伝統的損害保険（TNL）	財産保険	保険料指標	b ₁	6.3%
		自動車保険	現在推計	b ₂	6.3%
		新種保険	現在推計	b ₃	11.3%
		その他損害保険	現在推計	b ₄	7.5%
	非伝統的保険（NT）	変額年金	想定元本	c ₁	1.2%
		住宅ローン保証保険	有効リスク	c ₂	6.3%
		保証型投資契約	想定元本	c ₃	1.1%
		その他非伝統的保険	現在推計	c ₄	1.3%
	資産運用（A）	信用－投資適格	公正価値（注 ² ）	d ₁	0.7%
信用－投資非適格		公正価値	d ₂	1.8%	
株式、不動産、非信用運用資産		公正価値	d ₃	8.4%	
非保険（NI）銀行		バーゼルⅢのレバレッジ比率を適用予定			
非保険（NI）その他金融		業務内容に従って証券その他の規制要件に基づき適用を検討			

（注1）現在推計は、保険契約に基づく将来にわたって続くキャッシュフローの期待値を適切な割引率（市場の無リスク金利＝国債の金利等）で割り引いて求められる保険負債の現在価値を意味する。

（注2）公正価値は、活発な市場がある場合は市場価格に基づく時価であり、活発な市場がない場合は一定の測定基準に基づいて算定された時価に相当する公正な評価額を意味する。

（出典：IAIS, “Basic Capital Requirements for Global Systemically Important Insurers, 23 October2014”をもとに作成）

d. 資産・負債の評価方法

各リスク・エクスポージャーの評価方法は、当初は市場整合的方法（Market Adjusted Approach）が採用されるが、ICSにおける評価方法の検討に従って今後見直される予定である。

保険負債および金融商品（後記 h 参照）以外の資産および負債の評価は、G-SIIs に適用される IFRS または各国の GAAP の基準が適用される。

資産および負債におけるデリバティブおよび住宅ローン債権を含む金融商品は、G-SIIs に適用される IFRS または GAAP に基づき判定される公正価値に調整される。

また、保険負債については、以下のような評価方法が採用される。

保険負債は現在推計が採用される。現在推計は、IAIS の保険コア・プリンシプル（ICP）14.8 では、現行会計上の保険負債に含まれる現在推計を超えるマージン（Margin Over Current Estimate : MOCE）は除くこととされている。このため、BCR でも同様の取扱になると解釈される。また、保険負債の割引率に使用されるイールド・カーブは、流動性の高いスワップ（または国債）のイールド・カーブに社債スプレッドの一定割合を上乗せして設定される。

G-SIIs は、IFRS または各国の GAAP に基づく監査済み連結ベースの財務諸表を関係当局および IAIS に報告することとなっており、IAIS は、これら報告データを基に、ICS の価値評価方法の策定を進める中で、さらに見直す予定としている。

e. 分散効果および資産・負債マッチング（ALM）の取扱

BCR における分散効果は、特に生命保険事業および損害保険事業が同規模である G-SIIs を想定したフォーミュラとすることで、追求されている。BCR のフォーミュラでは、単純化した仕組とするため、主要リスク要素間の分散効果は明示的には採用されていないが、分散後のベースでリスク係数を判定することで BCR のキャリブレーションの水準において一定程度考慮されているとされる²⁸。

また、資産・負債マッチング（ALM）は、特に生命保険では、主要なリスク要素であるものの、BCR のフォーミュラに当該リスク要素を反映させることは、仕組が複雑化するため、IAIS は、フィールド・テストのデータ分析結果から、採用しないことを決定した。資産・負債マッチング（ALM）のリスク要素は BCR のフォーミュラには明示的には採用されていないが、分散効果と同様に、BCR のキャリブレーションの水準において一定程度考慮されているとされる。

f. キャリブレーション水準

前記 c のとおり、BCR は、当局の介入水準である規定資本必要額（PCR）とこれを下回ると事業継続ができない最低資本必要額（MCR）の中間水準に設定されることと

²⁸ 主要リスク分類の分散効果は、ICS の策定においてさらに検討されることとなっている。

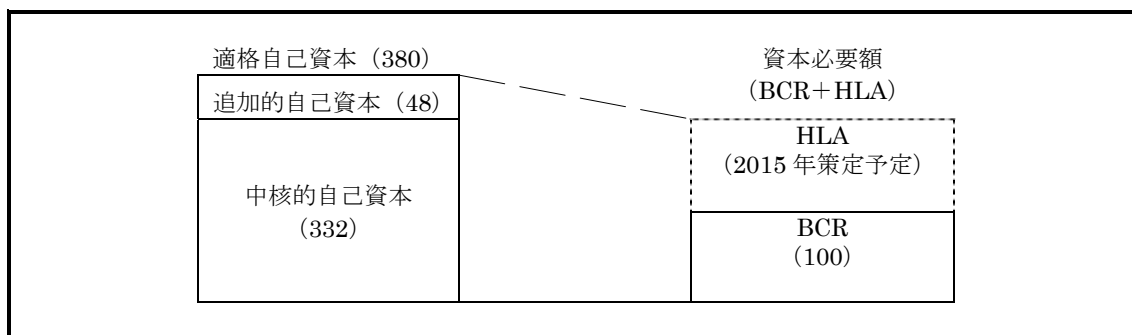
なる。

これまでのフィールド・テストの分析では、G-SIIs に認定された 9 保険グループの平均で、 α スカラー係数が 1.0 の場合で、BCR は、報告された PCR の 75% の水準となっており、G-SIIs 以外の IAIGs のボランティア報告事業者も含めると 67% の水準となっている。

また、G-SIIs 保険グループの適格自己資本（後記 h 参照）の水準は BCR を 100% とすると、それに対して 380% あり、そのうちの中核的自己資本（後記 h 参照）の水準は 332% であった。また、G-SIIs 以外の保険グループを含めた全体では、適格自己資本は BCR の 100% に対して 427% であり、そのうちの中核的自己資本の水準は 384% であった（図表 17 参照）。

G-SIIs は、適格自己資本が BCR と今後策定される予定の上乗せの HLA を加えた資本必要額の水準を上回ることが必要となる。

図表 17 フィールド・テストにおける適格自己資本と BCR の水準(G-SIIs 保険グループの場合)



（出典：IAIS, “Basic Capital Requirements for Global Systemically Important Insurers, 23 October 2014”をもとに作成）

g. BCR の状況と BCR 比率

G-SIIs の BCR の状況は、図表 18 に示す BCR 比率で捉えられる。BCR 比率の計算にあたり、中核的自己資本および追加的自己資本で構成される適格自己資本（後記 h 参照）において、追加的自己資本は、BCR における資本必要額（リスク量）に対して、その 50% を超えてはならないこととされている。

図表 18 BCR 比率

$\text{BCR 比率} = \text{適格自己資本の合計額} \div \text{BCR の資本必要額}$
--

（出典：IAIS, “Basic Capital Requirements for Global Systemically Important Insurers, 23 October 2014”をもとに作成）

h. 適格自己資本財源

適格自己資本財源は、すべての金融サービス活動に関して連結ベースで判定される。適格自己資本は、中核的自己資本と追加的自己資本で構成される。

G-SIIs の中核的自己資本は、適格要件を満たす金融商品（financial instruments）と金融商品以外の資本要素（capital elements）で構成され、財務強化とともに、事業継続時および清算時の両方の場合で損失吸収のために寄与するものであり、G-SIIs が市場のストレス時を通じて経営を続けることに寄与するものとされる。

また、G-SIIs の追加的自己資本は、適格要件を満たす金融商品と金融商品以外の資本要素で構成され、清算時における保険契約者保護に寄与するものである。追加的自己資本に適する資本手段の主な性質は、清算時における損失吸収のための劣後性および調達可能性を有することである。

中核的自己資本に区分される金融商品および資本要素の要件は図表 19 のとおりである。また、中核的金融商品の要件を満たさないもので、償還に当たっては関係する当局からの検証または認可に服することなどの要件がある金融商品は、追加的自己資本に区分されることとなる。

図表 19 中核的自己資本および追加的自己資本（金融商品および資本要素）の適格要件の指標

金融商品・資本要素	要件等
中核的自己資本に区分される金融商品	特定の満期を有さないこと
	保有者によって撤回可能でないこと
	発行後 5 年間は償還できないこと
	償還は関係する当局からの検証または認可に服することが要求されること
	払込済みであること
	配分（例、配当および支払クーポン）が、破綻に巻き込まれたり、支払不能のトリガーとなるリスクを負わずに取消可能であること
	取消可能でかつ累積的でない配分を有するもの
	固定的なサービス費用（例、固定金利、元本保証）がないこと
中核的資本要素（主な例）	請求、その他の障害がなく、保有者からの強制的な支払権利を有しないこと
	内部留保
	剰余基金
	拠出剰余金
	払込済創業基金（例、相互事業体）
	無配当勘定（例、相互事業体）
	配当付保険契約者持分または勘定（例、株式会社）
	その他の包括利益累計額（Accumulated Other Comprehensive Income : AOCI）
追加的金融商品（中核的金融商品の要件を満たさないもので、右記に該当するもの）	GAAP の純資産に含まれるかその他純資産に振り分けられる現在推計を上回るマージンの準備金
	最初の満期が最低 5 年間であり、5 年目の償還期限において名目上の償還金額が一定であるか、または、G-SIIs が資本要件を満たさないかその恐れがある場合に返済もしくは償還を停止する要件があるもの
	償還は関係する当局からの検証または認可に服することが要求されること
	破産、支払不能、更生または清算の場合を除いて、将来の元本またはクーポン支払を早める権利を保有者に付与しないこと

（出典：IAIS, “Basic Capital Requirements for Global Systemically Important Insurers, 23 October 2014”をもとに作成）

i. BCR とバーゼルⅢとの比較

資本要件におけるリスク資本（リスク量）の把握に関しては、バーゼルⅢでは信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの区分でリスク資産が把握され、標準的方式ではリスク・ウェイト（係数）を乗じて算出するファクター・ベース方式が採用されている（内部モデルによる先進的手法も認められる）。これに対して、基礎的資本要件（BCR）では、伝統的生命保険（TL）リスク、伝統的損害保険（TNL）リスク、非伝統的保険（NT）リスク、資産運用リスクおよび非保険（NI）事業リスクに区分し、非保険（NI）事業リスク以外はリスク・エクスポージャー（評価額）に一定のリスク係数を乗じ、また、非保険（NI）事業リスクについては業態別のルール（銀行の場合はバーゼル基準）によってリスク量を反映させる、フォーミュラ方式となっている。

BCR は、G-SIIs に適用する HLA の基礎となる資本要件であり、簡素化した仕組みであることから、バーゼルⅢとは単純に比較できないが、信用リスクおよび市場リスクは資産運用リスクに集約され、オペレーショナル・リスクが反映されていないことなどの違いが見られる。また、非保険（NI）事業リスクについて、銀行の場合はバーゼルⅢにおけるレバレッジ比率が適用されるとされ²⁹、詳細は不明であるが、簡素化した基準となっている。

一方、資本要件におけるリスクに対するバッファーとしての自己資本に関しては、バーゼルⅢでは普通株式等ティア 1 およびその他ティア 1 ならびにティア 2 区分され、普通株式等ティア 1 比率を 5 割以上とし、その他ティア 1 を含めたティア 1 を 75% 以上にするなど質を高めている。これに対して、BCR では、最も質の高い自己資本に区分される中核的自己資本は、普通株式および内部留保のほか、期間 5 年以上の一定の劣後性を有する金融商品なども含まれると思われ、バーゼルⅢにおける普通株式等ティア 1 のほか、その他ティア 1 に該当するものも含まれているように見える。また、バーゼルⅢにみられる、経営が悪化した場合に内部留保を確保させる措置としての資本保全バッファーや、好況時の過剰信用供与によるリスクの積み上がりによる将来的な損失防止のためのカウンターシクリカル資本バッファーは想定されていない（レバレッジ比率は、子会社の銀行による非保険（NI）事業に対して適用される）。

(4) 国際的に活動する保険グループ（IAIGs）と保険資本基準（ICS）

IAIS は、国際的に活動する保険グループ（以下「IAIGs」）の規制・監督の共通の枠組（以下「コムフレーム」）における定量的資本基準である保険資本基準（以下「ICS」）の草案に関する市中協議を 2014 年 12 月から 2015 年 2 月までの期限で開始した。

²⁹ IAIS, “Basic Capital Requirements for Global Systemically Important Insurers, 23 October 2014”, p. 15.

a. 概要

ICS は、IAIGs の定性的および定量的要件を規定するコムフレームの一部となることが予定されている、グループ監督者が IAIGs の財務状況を評価する場合に利用する資本基準である。IAIS は、2014 年 9 月に ICS 策定に関する諸原則を公表している（図表 20 参照）。それによると、ICS は、IAIGs および G-SIIs の資本十分性に関するリスク・ベースで比較可能な連結ベースのグループ全体の基準であること、保険契約者保護および金融安定化を目的とすること、HLA の基礎となること、リスク管理を促進させるものであることなどの原則が定められている。

ICS では、ICS 資本必要額および適格自己資本とともに、それらの基礎となる評価方法を規定している。

なお、IAIGs は、3 か国以上で活動する資産規模で 500 億ドル以上または引受保険料規模で 100 億ドル以上の保険グループなど、図表 21 の基準を満たす保険グループが対象となる。現在、50 の IAIGs が特定されており、そのうち、G-SIIs は 9 保険グループとして認定されている。

図表 20 ICS の策定に関する諸原則

原則	概要
原則 1	ICS は、IAIGs および G-SIIs の資本十分性に関するリスク・ベースで比較可能な評価尺度として、連結ベースのグループ全体の基準である。
原則 2	ICS の主要な目的は、保険契約者保護および金融安定化に寄与することである。
原則 3	ICS は、G-SIIs の HLA の基礎的自己資本である。
原則 4	ICS は、IAIG のすべての具体的なリスクを反映するものである。
原則 5	ICS は、結果が国境を越えて比較可能となることを目指し、IAIGs のグループ監督者と進出先国の監督者間で IAIGs の国境を越えた分析の一層の相互理解と信頼性を生むものである。
原則 6	ICS は、IAIGs および G-SIIs の健全なリスク管理を促進させる。
原則 7	ICS は、監督者および IAIGs によって不適切な景気循環増幅行為を最小限にする一方で、財務的に健全な行為を促進させる。
原則 8	ICS は、リスク感応性および簡素化との適切なバランスをとっている。
原則 9	ICS は、特に最終結果の開示に関して透明性を有する。
原則 10	ICS における資本要件は、キャリブレーションの基礎となる適切な目標基準に基づいている。

（出典：IAIS, “Insurance Capital Standard (ICS) Principles, 12 September 2014”をもとに作成）

図表 21 IAIGs の政策措置の適用対象事業者の選定基準

項目	要件
国際的な活動基準	・引受保険料が 3 か国以上からあること、および ・母国以外の国からのグロス引受保険料の割合が 10%以上あること
規模の基準 (3 カ年の平均))	・総資産が 500 億ドル以上あること、または ・グロス引受保険料が 100 億ドル以上あること
その他	・保険事業のみを行う保険グループも対象とする ・保険事業が主体で銀行業または証券業関連活動などその他金融サービス事業を含む金融コングロマリットも対象とする ・その他の金融事業を主体とする金融コングロマリットの一部も対象に含める ・非金融活動を含む多様なコングロマリットの一部も対象に含める ・関係する監督者は、IAIGs か否かを判定する基準の適用の裁量権を有する。

(出典：IAIS, “Risk-based Global Insurance Capital Standard, 17 December 2014”をもとに作成)

b. 資産・負債の評価方法

ICS では、トータル・バランス・シート方式が採用され、資産・負債の両面からリスク量が計算され、資産と負債の差として自己資本が評価される。

ICS では各国の GAAP を基本として、市場整合的方法が採用される予定であり、基本的には資産は公正価値が、負債は現在推計が採用されている。各国の GAAP による保険負債の評価において含まれる現在推計を上回るマージン (MOCE) は、比較可能な形で判定方法が検討される。

c. 適格自己資本財源

ICS では、IAIGs は ICS 資本必要額 (リスク量) と同額以上の適格自己資本を有することが求められる。適格自己資本は、保険契約者保護および金融安定化のために、事業継続時、経済環境の悪化時および清算時の損失吸収力を提供するものである。

適格自己資本は、普通株式および内部留保など質の高いティア 1 自己資本財源と劣後債務などそれよりも質が落ちるティア 2 自己資本財源に分類される。自己資本を構成する金融商品は、劣後性、調達可能性、損失吸収性、永続性、ならびに担保権および強制的サービス費用 (固定金利、元本保証等) がないことなどの基準を考慮して、その質および適合性が評価される。

ICS におけるティア 1 自己資本財源およびティア 2 自己資本財源の区分については、図表 22 のような考え方が示されている。この中で、ティア 1 自己資本財源は、普通株式など適格自己資本の構成割合に限度を設けないものと一定のハイブリッド商品など構成割合の限度を設ける金融商品にさらに区分される考え方も示されている。

図表 22 ICS の適格自己資本財源の区分の概要

種類	概要
ティア 1 自己資本財源	○ティア 1 自己資本財源は、適格な金融商品および金融商品以外の資本要素で構成される。これらは財務力強化に貢献し、事業継続時および清算時の間の損失を吸収し、その他、IAIGs がストレス状況下を切り抜けるために貢献するものである。 ○金融商品がティア 1 自己資本財源と認められるためには、払込済みであり、永続性があり、事業継続時および清算時の双方において損失吸収力があり、高い劣後性があり、また、株主資本または会員剰余資産を削減する抵当権および強制配当から免除されなければならない。 ○ティア 1 自己資本財源には、IAIGs がストレス状況下にある場合に損失を吸収しない商品種類 (例えば、強制的な確定支払請求に服する金融商品) は含まれない。 ○ティア 1 自己資本では、金融商品の質の管理のために、自己資本の構成割合の限度を設ける可能性がある。この場合、限度を設けない金融商品 (例えば、普通株式) と限度を設ける金融商品 (例えば、累積利益配当優先株または一定のハイブリッド商品) にさらに区分する可能性がある。なお、限度を設ける金融商品が限度を超えた場合はティア 2 に含めるものと考えられる。 ○ティア 1 自己資本財源となる資本要素には、適格な金融商品と同様の損失吸収力がある内部留保、利益準備金その他が含まれ、自己資本の構成割合の限度を設けないもの

種類	概要
	となろう。なお、IAIGs のストレス時に資産価格の評価が下がる特定の資産項目は除外することになろう。
ティア 2 自己資本財源	○ティア 2 自己資本財源は、ティア 1 自己資本財源以外の適格な金融商品および金融商品以外の資本要素で構成される。これらは保険契約者および上位債権者に劣後して、事業精算時の損失吸収に利用可能となるものであり、精算時にこれら保険契約者および上位債権者に対する支払責任を果たすものである。 ○ティア 2 自己資本財源には、より質が低い金融商品（例えば、劣後債務）およびその他資本要素（例えば、一定の制約のある準備金）が含まれうる。 ○ティア 2 資本財源には、ティア 1 自己資本財源に含まれない未払済みのものもありうる。これらは IAIGs の請求があった場合に払い込まれることが確実で強力な安全保護になりうる場合には、ティア 2 自己資本において一定限度で認識するのは意味がある。 ○未払済み項目に関しては、自己資本構成割合の限度を設ける可能性がある。
ティア 1 またはティア 2	○ティア 1 自己資本財源〔または払込済みのティア 2〕に区分される金融商品または資本要素としての認識については、監督当局の認可に服する必要がある。

（出典：IAIS, “Risk-based Global Insurance Capital Standard, 17 December 2014”をもとに作成）

d. ICS 資本必要額

ICS 資本必要額は、リスク・ベースの方法により算定される適格自己資本が満たすべき特定の目標基準であり、適格自己資本がこれを下回ると監督当局の介入措置が適用される規定資本必要額（PCR）として位置づけられる。ICS 資本十分性比率は、図表 23 のとおり、ICS 資本必要額に対する適格自己資本の割合で計算される。

図表 23 ICS 資本十分性比率

ICS 資本十分性比率＝適格自己資本の合計額÷ICS 資本必要額

（出典：IAIS, “Risk-based Global Insurance Capital Standard, 17 December 2014”をもとに作成）

e. ICS 資本必要額の計算方法

ICS 資本必要額の計算において対象となるリスクは、図表 24 のとおり、保険リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの 4 分類としている。

なお、グループ内取引、資本の代替可能性およびリスクの伝搬／風評リスクなど、グループ特有のリスクならびに流動性リスクは、ICS 資本必要額の計算対象となっていない。これらはコムフレームにおけるガバナンスなど、コムフレームの定性的な要件により対応することとされている。

ICS 資本必要額の計算におけるリスク測度は、リスク計測期間を 1 年間として、信頼水準 99.5% のバリュー・アット・リスク（VaR）および信頼水準 90% のテール・バリュー・アット・リスク（Tail VaR）の 2 つの方法が提示されている。

また、リスク量の計算方式については、一定の数値の入力と係数（パラメータ）によって結果が確定できる決定論的方法およびさまざまなシナリオによる確率論的モデリングによる分析手法の 2 つに分けられ、さらに、決定論的方法は、BCR のような一

定のフォーミュラによる計算方法と、リスク分類ごとにストレス・テスト（平常時と一定のストレス時のバランス・シート上の変化）から全体としての資本必要額を求める方法が例示されている。IAIS は、初期段階の標準的方法例を策定するために、市場整合的評価手法に基づく標準的なリスク計算方法として、リスク種類ごとのリスク評価額にリスク係数を乗じる方法、ストレス・テストによる方法およびその他の方法（確率論的モデリング）を組み合わせる考え方を提示している（図表 25 参照）。

図表 24 ICS 資本必要額の計算における対象リスク

リスク分類	主要リスク	範囲・定義
保険リスク	寿命リスク	死亡率の水準、傾向または変動における予測を越える変化
	長寿リスク	死亡（生存）率の水準、傾向または変動における予測を越える変化
	罹患/廃疾リスク	廃失、疾病および罹患率の水準、傾向または変動における予測を越える変化。
	費用リスク	費用が発生する出来事による負債性キャッシュフローの予測を越える変化
	解約リスク	解約、停止、更改および払戻率の変動水準の予測を越える変化
	保険料リスク（損保）	（疾病または罹患リスクにおいて把握されなかった範囲で）将来の保険事故のタイミング、頻度および強度に関する予測を越える変化
	支払備金/修正リスク	（疾病または罹患リスクにおいて把握されなかった範囲で）将来予測される保険金支払における予測を越える変化
	巨大災害リスク	低い頻度でかつ高い強度の事象の発生における予測を越える変化
市場リスク	金利リスク	金利の変動および水準における予測を越える変化
	株式リスク	株式の市場価格の予測を越える変化
	不動産リスク	不動産の市場価格の予測を越える変化、または不動産投資からのキャッシュフローの額およびタイミングにおける予測を越える変化
	スプレッド・リスク	無リスク金利の期間構造に対する信用スプレッドの変動または水準における予測を越える変化
	通貨リスク	為替換算率の変動または水準における予測を越える変化
	資産集中リスク	資産ポートフォリオにおける分散の欠如
信用リスク		適時の契約上の義務を満たすことが不可能もしくはその意思がないことを含め、カウンターパーティの予測外の破綻
オペレーショナル・リスク		内部手続の不十分もしくは不備、職員およびシステムを含むまたは外部事象からのオペレーショナル事件

（出典：IAIS, “Risk-based Global Insurance Capital Standard, 17 December 2014”, p. 38 をもとに作成）

図表 25 ICS 資本必要額に関する市場整合的評価手法に基づく標準的な計算手法例

リスク分類	主要リスク	リスク係数方式	ストレス・テスト方式	その他（モデリング）
保険リスク	寿命リスク		○	
	長寿リスク		○	
	罹患/廃疾リスク		○	
	費用リスク		○	
	解約リスク		○	
	保険料リスク（損保）	○		
	支払備金/修正リスク	○		
	巨大災害リスク			○
市場リスク	金利リスク		○	
	株式リスク		○	
	不動産リスク		○	

リスク分類	主要リスク	リスク係数方式	ストレス・テスト方式	その他（モデリング）
	通貨／為替リスク		○	
	資産集中リスク	○		
信用リスク		○		
オペレーショナル・リスク		○		

（出典：IAIS, “Risk-based Global Insurance Capital Standard, 17 December 2014”, p. 55 をもとに作成）

f. ICS とバーゼルⅢとの比較

資本要件におけるリスク資本（リスク量）の把握に関しては、バーゼルⅢでは前記(3) i のとおり、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの区分でリスク資産が把握され、標準的方式であるリスク・ウェイト（係数）を乗じるファクター・ベース方式または内部モデルによる先進的手法が採用されている。これに対して、ICS では、トータル・バランス・シート方式により、資産、負債、資本必要額（リスク量）および資本財源の相互関係を認識し、保険引受リスクのほか、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを含め資産および負債の両面から保険事業を取り巻く様々なリスクのリスク量を計算して、それを上回る自己資本（資産から負債を控除した剰余資産）の保有を求めるものとなっている。保険リスクについては、寿命リスク、長寿リスク、羅病リスク、費用リスク、解約リスク、保険料リスク（損保）、支払備金等リスク、巨大災害リスクに区分されている³⁰。また、市場リスクについては、金利リスク、株式リスク、不動産リスク、スプレッド・リスク、通貨リスク、資産集中リスクに区分されている。一方、信用リスクについては、詳細は不明であるが、バーゼルⅢのような先進的手法までの詳細なものは見られない。

一方、資本要件におけるリスク・バッファーとしての自己資本の面では、バーゼルⅢでは普通株式等ティア 1 およびその他ティア 1 ならびにティア 2 区分され、普通株式等ティア 1 比率を 5 割以上とするなど質を高めている。これに対して、ICS では、最も質の高いティア 1 自己資本は、普通株式および内部留保などの自己資本の算入に限度を設けないものと、一定のハイブリッド商品など限度を設ける考え方が示されており、バーゼルⅢと類似性が見られる³¹。

なお、バーゼルⅢにみられる経営が悪化した場合に内部留保を確保させる措置としての資本保全バッファーや、景気循環による影響を緩和するためのカウンターシクリ

³⁰ EU のソルベンシーⅡでは、ソルベンシー資本必要額（SCR）の算出における標準フォーミュラのリスク・モジュール（リスク区分）は、損害保険引受リスク、生命保険引受リスク、医療保険引受リスク、市場リスク、取引先破綻リスクおよび無形資産リスクに分けられ、これらを対象として計算された基本 SCR に、オペレーショナル・リスクと繰延税金資産等のリスク削減緩和効果の調整を加えて計算される。生命保険引受リスク、損害保険引受リスクおよび医療保険引受リスクのそれぞれには、解約リスク等のサブ・モジュールが設けられている。

³¹ EU のソルベンシーⅡでは、ティア 1 基本自己資本は、普通株式等のほか、バーゼルⅢではその他ティア 1 に分類される払込済優先株式およびその他劣後性があるものも含まれている。また、ソルベンシー資本必要額（SCR）に対してその割合は 50%以上、最低資本必要額（MCR）に対しては 80%以上とされている。ただし、ソルベンシーⅡでは、バーゼルⅢではその他ティア 1 に相当するこれら払込済優先株式等のティア 1 基本自己資本全体に含める割合は 20%未満とする条件を設けている。

カル資本バッファは想定されていない。

5. おわりに

金融危機を契機として、G20 首脳会合による国際的な金融規制改革推進体制の下、バーゼルⅢや G-SIFIs に対する政策措置がまとめられた。また、IAIS は、金融システム安定化の政策目的に従って、G20 からの負託を受けて、G-SIFIs の評価基準の策定および認定、G-SIFIs に適用する HLA の賦課に向けてその基礎となる BCR をまとめ、IAIGs の規制・監督の枠組であるコムフレームの一環として ICS の策定を進めている。

金融危機を契機としたこれらの金融規制改革は、銀行から保険およびその他の金融機関に拡張される動きが見られることから、先行する銀行規制の動向を注視する必要がある。

銀行のバーゼルⅢでは、リスク量に対して損失を吸収するバッファとして 8%以上の自己資本の保有を求めている。リスク量の把握については、市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを対象として、把握されたリスク資産にリスク・ウェイト（係数）を乗じて算定するファクター・ベース方式による標準的手法または内部モデルによる先進的手法が採用されている³²。また、バーゼル規制は、再証券化商品やデリバティブ取引等のリスク把握の精緻化とともに、自己資本の質の強化が図られた。バーゼルⅢでは、最低所要自己資本に占める普通株式等ティア 1 の比率を 5 割以上、その他ティア 1 を含めたティア 1 を 75%以上にするなど、高めている³³。最低所用自己資本に加えて、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファの資本賦課が実施され、さらにレバレッジ比率によるオフ・バランス取引を含めたリスク保有の総量規制も導入されることとなっている。

これに対して、BCR では、リスク量の把握に関しては、伝統的保険リスクと非伝統的・非保険（NTNI）リスクなどに分け、リスク要素ごとの評価額にリスク係数を乗じるファクター・ベース方式が採用されている。なお、伝統的な保険事業の場合、流動性の問題は、金融市場の影響というよりも保険契約上の事故の発生によっており、銀行のように金融危機をもたらすような変動は起こりにくく、金融システムへの影響も銀行に比べ大きくないが、CDS 等のデリバティブ取引やボンドを含む金融保証、住宅ローン保証保険など非伝統的保険（NT）活動、および銀行子会社や証券子会社等による非保険（NI）活動は、金融システム上の影響を及ぼすと IAIS では整理されている。

また、ICS では、トータル・バランス・シート方式が採用され、保険リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクに区分され、保険リスクについては、

³² バーゼルⅢは、連結ベースでリスクを把握するが、グループが保有する保険子会社の保険リスクはリスク分類には反映されない。

³³ バーゼルⅢでは、2015 年以降は、最低所用自己資本（ティア 1+ティア 2 で 8%）に対し、普通株式等ティア 1 は 4.5%以上、ティア 1 は 6%以上とされる（前記図表 7 参照）。

さらに、寿命リスク、羅病リスク、解約リスク、保険料リスク（損保）、支払備金等リスク、巨大災害リスクなどに区分されている。

BCR の自己資本については、最も質の高い分類の自己資本分類（中核的自己資本）には、バーゼルⅢの最も質の高い普通株式等ティア1のほか、その他ティア1に該当する一定の劣後性がある金商品も含まれると思われ、違いがみられる³⁴。また、バーゼルⅢでは、経営が悪化した場合に内部留保を確保させる措置としての資本保全バッファや景気循環に伴う安易な貸出や貸し渋り等を制限するためのカウンターシクリカル資本バッファが所用自己資本に上乗せされるが、BCR および ICS ではこれらは想定されていない。

このような中で、経済環境が悪化した場合でも損失吸収力を確保するために求められる自己資本の質や機能は保険グループと銀行グループで差異はないのではないか、従って、BCR については、保険グループにも普通株式等ティア1の割合を銀行並に高めるなどの自己資本の質の強化を求めるべきかとの議論も想定されうる。また、経営環境の悪化時に資本の流失を防止する措置としての資本保全バッファ³⁵や、景気循環による影響を緩和するカウンターシクリカル資本バッファ³⁶の必要性の議論が考えられる。

ただし、預金等の受入、資金の貸付や為替取引等を基本業務とする銀行業と保険の引受や資産運用等を基本業務とする保険業ではリスクの種類・性質が異なること、また、銀行グループに対する規制・監督を保険グループにそのまま当てはめることは、過重なコスト負担によって本来の機能を損なわせることにつながりかねないことから、慎重に検討する必要がある。

これまでのIAISの保険資本規制基準等は原則的な内容であったが、BCR および ICS は初めての定量的基準である。保険の資本規制では先進的といわれるソルベンシーⅡとともに、今後、これらが新しい国際基準として、わが国で今後導入が想定される経済価値ベースの保険資本規制にどのように影響を及ぼすのか、その動向が注目される。

³⁴ ICS のティア1 自己資本財源については、普通株式など自己資本参入の構成割合に限度を設けないものと、一定のハイブリッド商品など限度を設けるものにさらに区分する考え方が示されている（前記4.(4)c 参照）。

³⁵ 2009 年にAIG が政府の公的資金注入が決まった後でもCDS 事業などを行って巨額の損失を招いたAIG ファイナンシャル・プロダクツの役職員に対して、契約に基づき高額の報酬を支払おうとしたことが大きな議論を呼んだ。

³⁶ 保険の場合は、ソフト・マーケットにおけるキャッシュ・フロー・アンダーライティング（資産運用収益を考慮した低水準の保険料率による保険引受）のほか、1980 年代の米国における賠償責任保険危機に見られたような、保険の引受手がないため、様々な公共サービスが停止するなどの事態に発展し、保険の入手可能性が社会問題となるケースも見られたが、これらは景気循環の要素よりも社会環境の変化によるリスク（発生頻度や損害額）の変化の要素が大きいと言える。

<文末参考>

参考図表 バーゼルⅠからバーゼル2.5までの変遷（主な実施内容等）

実施時期	概況	
バーゼルⅠ (1998 年)	・米国の銀行の自己資本比率規制が強化されたことによって米国の銀行が国際的に競争上不利にならず、国際業務を営む各国の銀行が同じ条件で競争できるよう、米国の提案により検討され、合意された。 ・バーゼルⅠでは、信用リスクのみを対象とし、現在の基本的水準となっている最低所用自己資本比率 8%が基準となった。わが国では、1993 年 3 月末から適用開始となった。	
自己資本比率＝ $\frac{\text{ティア 1 (株主資本)} + \text{ティア 2 (劣後債、有価証券含み益等)}}{\text{信用リスク}} \geq 8\%$		
バーゼルⅠ 改訂版 (1996 年)	銀行のマーケット・リスクの管理の高度化を促すために、信用リスクに加えて市場リスクをリスク算定要素に加えるとともに、市場リスクのみをカバーするティア 3 資本の要素が自己資本に加える改定が合意された。わが国では、1998 年 3 月末から適用開始となった。	
自己資本比率＝ $\frac{\text{ティア 1 (株主資本)} + \text{ティア 2 (劣後債、有価証券含み益等)} + \text{ティア 3 (短期劣後債)}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク}} \geq 8\%$		
バーゼルⅡ (2004 年)	・バーゼルⅡでは、信用リスクの計測手法を精緻化し、銀行の内部格付の活用やより高度な手法を採用することで所用自己資本が削減できる仕組を導入するとともに、オペレーショナル・リスクが資本賦課の対象に加えられた。また、銀行の高度なリスク管理を促進する規制監督の枠組として、所用自己資本要件を定める第 1 の柱とともに、銀行の自己管理と監督上の検証の第 2 の柱、および開示による市場規律の第 3 の柱からなる 3 本柱構造を導入した。わが国では、2007 年 3 月末から導入された。 ・第 1 の柱は、最低所用自己資本の要件であり、適用範囲、最低所用自己資本の計算方法およびリスク量の評価方法が規定されている。 ・なお、バーゼルⅡの所用自己資本の適用範囲は、原則は連結ベースであり、少数持分は監督当局の確認が必要等の取扱が規定されている。最低所用自己資本の計算方法では、自己資本の定義はバーゼルⅠと同じティア分類でティアごとの参入制限があること、リスク資産の評価額、およびリスク資産に対する自己資本の最低比率 8%以上として計算することなどが説明されている。 ・また、リスク量の評価では、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクを対象とし、信用リスクについては、資産種類（対象）ごとに一定のリスク・ウェイトを乗ずる標準的手法に加えて、銀行が内部管理のために行っている格付の利用を認め、さらにデフォルト発生確率や損失率などは所定の方法による基礎的方法と銀行独自のデータを利用する先進的方法が選択できることとしている。 ・市場リスクは従来どおりの方法が適用される。また、オペレーショナル・リスクは複数の計測手法を提示し、銀行が選択する方式としている。	
自己資本比率＝ $\frac{\text{ティア 1 (株主資本)} + \text{ティア 2 (劣後債、有価証券含み益等)} + \text{ティア 3 (短期劣後債)}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$		
第 1 の柱	第 2 の柱	第 3 の柱
最低所用自己資本	監督上の検証プロセス	市場規律
■適用範囲（連結ベース） ■自己資本の定義【改定なし】 ■リスク量の評価 ①信用リスク評価 ○標準的手法【改定なし】 ○内部格付手法基礎的・先進的) ②市場リスク評価【改定なし】 ③オペレーショナル・リスク評価 ○基礎的指標手法 ○標準的手法 ○内部計測手法	■検証の重要性 ■4 つの主要原則 ■検証プロセスのその他の側面	■概説 ■適用範囲 ■開示 ○自己資本の構成 ○リスク・エクスポージャーとリスク量 ○自己資本充実度

実施時期	概況
バ ー ゼ ル 2.5 (2009 年)	・2007 年夏頃から顕在化したサブプライム問題に対応して 2008 年初め頃から諸問題の対応策の検討が進められてきた。その後、2008 年 9 月のリーマン・ショックによる金融危機が深刻化する中で、バーゼルⅡの枠組等の金融危機に対する本格的な改定を導入するまでの応急的な対応として、再証券化商品や短期的売買を行うトレーディング勘定への資本賦課を強化するバーゼル 2.5 が合意された。わが国では、2011 年 12 月から適用開始となった。 ・バーゼル 2.5 では、1 次証券界商品と同一の扱いだった再証券化商品に対するリスク・ウェイトの引上げ、証券化商品の外部格付（格付機関の格付）を使用する場合の裏付資産プールのリスク特性や運用動向等の常時モニタリング等の要件の導入、ならびに自己勘定取引に係るストレスのデータによる VaR に基づく追加資本賦課および債券等に係るデフォルト・リスク等の追加的リスク資本賦課（Incremental Risk Charge：IRC）の導入などが実施された。

（出典：各種資料をもとに作成）

<参考資料>

- ・荻原邦男「IAIS（保険監督者国際機構）による資本規制の検討動向」基礎研レポート 2014-05-15（ニッセイ基礎研究所、2014.5）
- ・金田幸二「金融危機と金融・保険グループ規制の動向」損保総研レポート 2009 年 3 月発行第 87 号（損害保険事業総合研究所、2009.3）
- ・金田幸二「金融・保険グループ規制の動向－EU および米国の動向を中心にして－」損保総研レポート 2010 年 3 月発行第 91 号（損害保険事業総合研究所、2010.3）
- ・金田幸二「金融・保険グループ規制の動向－EU の金融コングロマリット指令および米国の保険グループ規制等を中心にして－」損保総研レポート 2011 年 4 月発行第 95 号（損害保険事業総合研究所、2011.4）
- ・金田幸二「保険会社の ORSA とグループ規制－欧米の動向を中心にして－」損保総研レポート 2012 年 7 月発行第 100 号（損害保険事業総合研究所、2012.7）
- ・金田幸二「ERM と保険規制の動向－金融・保険グループ規制と ERM の取組事例を中心にして－」損保総研レポート 2013 年 4 月発行第 103 号（損害保険事業総合研究所、2013.4）
- ・河合美宏『『大きくてつぶせない』問題を中心とする国際金融規制改革の進展』週間金融財政事情 2014 年 6 月 30 日号（3078 号）
- ・河合美宏「国際保険資本規制の進展」損害保険研究第 76 巻第 3 号（損害保険事業総合研究所、2014.11）
- ・河野正道「国際金融規制改革の動向」証券レビュー第 51 巻第 12 号（日本証券経済研究所、2011.12）
- ・小立敬、磯部昌吾「バーゼルⅢ：包括的な銀行規制改革パッケージの概要」野村資本市場クォーターリー 2011 年冬号第 14 巻第 3 号（野村資本市場研究所、2011.2）
- ・小林晋也『『グローバルなシステム上重要な保険会社』第 2 回選定と今後の課題』週間金融財政事情 2014 年 12 月 8 日号（3099 号）
- ・斎藤真人「国際保険グループの監督枠組み」生命保険経営第 82 巻第 6 号（平成 26 年 11 月）
- ・重原正明「EU ソルベンシー II 指令の修正」生命保険経営第 83 巻第 1 号（平成 27 年 1 月）
- ・鈴木利光「バーゼルⅢの初歩 第 14 回 『レバレッジ比率』とは？」なるほど金融 2014 年 12 月 8 日（大和総合研究所）
- ・漆畑晴彦『『大きくてつぶせない（TBTF）』問題に対する政策の実効性』証券経済研究第 88 号（日本証券経済研究所、2014.12）
- ・損害保険事業総合研究所『ソルベンシー II 枠組指令に関する調査研究（解説編）』（2011.3）
- ・損害保険事業総合研究所『ソルベンシー II 枠組指令に関する調査研究（資料編）』（2011.3）
- ・損害保険事業総合研究所『欧米主要国における ERM（統合リスク管理）およびソルベンシー規制の動向について』（2009.9）
- ・福留竜太郎「EU ソルベンシー II をめぐる最近の動向－ソルベンシー II 枠組指令以降の主な取組を中心にして－」損保総研レポート 2014 年 7 月発行第 108 号（損害保険事業総合研究所、2014.7）
- ・Basel Committee on Banking Supervision, “Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems” (revised 2011.6)
- ・Financial Stability Board, “Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial

Institutions” (October 2011)

- Financial Stability Board, “2014 update of list of global systemically important insurers (G-SIIs), 6 November 2014”
- Geneva Association, “Systemic Risk in Insurance – An analysis of insurance and financial Stability” (March 2010)
- International Actuarial Association, “Actuarial Viewpoints on and Roles in Systemic Risk Regulation in Insurance Markets” (May 2013)
- International Association of Insurance Supervisors, “Basic Capital Requirements for Global Systemically Important Insurers, 23 October 2014”
- International Association of Insurance Supervisors, “Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups, Revised DRAFT, September 2014”
- International Association of Insurance Supervisors, “Global Systemically Important Insurers: Initial Assessment Methodology, 18 July 2013”
- International Association of Insurance Supervisors, “Insurance and Financial Stability” , (November 2011)
- International Association of Insurance Supervisors, “Insurance Capital Standards (ICS) Principle, 12 September 2014”
- International Association of Insurance Supervisors, “Insurance Core Principles, Standards, Guidance and Assessment Methodologies, 1 October 2011 - ICP9 updated 12 October, 2012 / ICP22 updated 19 October 2013
- International Association of Insurance Supervisors, “Risk-based Global Insurance Capital Standard, 17 December 2014 ”
- Insurance Europe, “Why insurers differ from banks” (October 2014)

<参考サイト>

- 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- 金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/>
- 全国銀行協会ウェブサイト <http://www.zenginkyo.or.jp/>
- 日本銀行ウェブサイト <http://www.boj.or.jp/>
- Basel Committee on Banking Supervision ウェブサイト <http://www.bis.org/bcbs/>
- European Commission ウェブサイト http://ec.europa.eu/index_en.htm
- Financial Stability Board ウェブサイト <http://www.financialstabilityboard.org/>
- International Association of Insurance Supervisors ウェブサイト <http://www.iaisweb.org/>
- International Association of Securities Commissions ウェブサイト <http://www.iosco.org/>
- Insurance Europe ウェブサイト <http://www.insuranceeurope.eu/>